

平成28年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （6月9日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○報告第1号の報告	9
○報告第2号の報告	11
○承認第3号～承認第4号の上程、説明	11
○議案第43号～議案第45号の上程、説明	13
○請願第1号の上程、委員会付託	14
○散 会	14

第 2 号 （6月16日）

○開 議	19
○議事日程の報告	19
○承認第3号の質疑、討論、採決	19
○承認第4号の質疑、討論、採決	20
○議案第43号の質疑、討論、採決	21
○議案第44号の質疑、討論、採決	22
○議案第45号の質疑、討論、採決	25
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	25
○日程の追加	27
○議案第46号～議案第48号の上程、説明	28
○散 会	29

第 3 号 （6月24日）

○開 議	33
------	----

○議事日程の報告	3 3
○諸般の報告	3 3
○一般質問	3 3
野口直次君	3 4
鈴木多津枝君	4 5
中澤莊也君	6 3
小簗侃一郎君	7 4
藺田靖邦君	8 6
○議案第46号の質疑、討論、採決	9 9
○議案第47号の質疑、討論、採決	1 0 4
○議案第48号の質疑、討論、採決	1 0 6
○請願第1号の質疑、討論、採決	1 0 8
○川根本町議会議員派遣の件	1 1 2
○閉会	1 1 2

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	藺	田	靖	邦	君
2 番	坂	本	政	司	君
3 番	野	口	直	次	君
4 番	根	岸	英	一	君
5 番	芹	澤	廣	行	君
6 番	山	本	信	之	君
7 番	中	田	隆	幸	君
8 番	小	藪	侃	一郎	君
9 番	森		照	信	君
10 番	鈴	木	多	津枝	君
11 番	中	澤	莊	也	君
12 番	太	田	侑	孝	君

不応招議員（なし）

平成28年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成28年6月9日（木）午前9時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

（平成27年度川根本町一般会計予算）

日程第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について

（平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算）

日程第 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について

（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第 6 承認第 4号 専決処分した事件の承認について

（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第 7 議案第43号 町道路線の認定について

日程第 8 議案第44号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第45号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第10 請願第 1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	芹澤廣行君	６番	山本信之君
７番	中田隆幸君	８番	小藪侃一郎君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	中澤莊也君	１２番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	山本銀男君	情報政策課長	山田貴之君
税務課長	伊藤千佳子君	福祉課長	海老名重徳君
生活健康課長	鳥本宗幸君	産業課長	後藤泰久君
建設課長	大村浩美君	総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君
教育総務課長	前田修児君	生涯学習課長	藪下和英君
会計管理者	中野裕文君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大村敏秋
--------	------

開会 午前 8時59分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから、平成28年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

_____ ◇ _____

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月2日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告2件、承認2件、議案3件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容についてはお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

_____ ◇ _____

◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

きょうは第2回定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきまして開会できますことを、お礼を申し上げたいというふうに思います。

今、議長からもお話ありましたように、行政報告も兼ねて挨拶ということでございますので、4月26日以降の行政報告をさせていただきます。

4月26日ですが、全員協議会を開催しております。この日に、県議員、それから浜松の市議員、それぞれの皆さんが川根高を視察に来るということで、挨拶に行って具体的な説明をさせていただきました。大変興味を持って、これから応援をしていただけるといような話がございました。その日ですが、町村会の町長会議が静岡市でございまして、出席しております。

4月27日ですが、課長会を開催しております。その日に川根高校の留学生に関する協議を庁舎内で行いました。

4月28日ですが、茶草場農法の推進協議会、これ今までは掛川の市長が会長でございましたけれども、これからは本格的に対応するというので、知事が会長になったというのが茶草場農法の推進協議会でございます。この日の午後には、チャリム21で大井川鐵道のサポーターズクラブの皆さんとフォーラムを行っております。この日の夜には、教職員の歓迎会を行っております。

5月4日ですが、国会議員の皆さんと茶期の茶工場の激励に行っております。恒例でございまして、今年は33の茶工場を激励に回ったという日でございます。

5月6日ですが、大井川鐵道の社長と面会をしております。この日の午後に、新しく森町の町長に就任されました太田さんがお見えになったということで、対応をしております。

5月10日ですが、入札会を開催しております。この日の午後ですが、広域消防の山岳訓練、これは接岨地区でも行いまして、大変すばらしい訓練ができたというふうに思っております。

5月11日ですが、災害のありました熊本へ派遣職員、これは県のほうからも依頼もされたということで、2次になりますけれども、中村職員が出かけるということでもありますから、激励会を行っております。なお、これからあと2回といいいましょか、計4回の指導の応援をお願いしたいという連絡が入っておりますので、この後2人また派遣をするということになります。

5月11日ですが、中部電力と面会をしております。5月11日、道路3団体の合同の総会が静岡市でございまして、出席をしております。

5月13日、東電の山梨支店の皆さんが挨拶にお見えになりました。この日、県税の県の税務課の職員が、短期の派遣ということでこちらにお見えになったものですから、辞令の交付を行いました。5月13日です。山林協会の皆さんがお見えになりまして、会議をしております。この日の午後ですが、川根高校の新寄宿舍の打ち合わせをしております。

5月14日ですが、藤枝市で自民党の支部の大会がございまして、出席をしております。5

月14日土曜日ですが、子供自転車大会、ばらの丘の公園で行いまして、出席をしております。昨年は県大会出場ということになりましたけれども、今年は残念ながら2位ということで、県大会出場はなりませんでした。

5月17日ですが、県の政策企画部の理事がお見えになりまして、打ち合わせをしております。

5月18日、B Gのインストラクターの研修の参加ということで、職員が派遣するということで、激励会を行っております。5月18日ですが、市町村の振興協会の監査を役場の応接室で行っております。

5月19日、エコアクションの更新のヒアリングを行っております。この日の夕方ですが、K C C S研修生、これは京セラの研修生の皆さんが、こちらで営業活動も含めて、それぞれの家庭を回って説明するという研修を川根本町でやっていただいたということで、大変大勢の皆さんにこちらへ来て対応をしていただいたというのが5月19日でございます。

5月20日には、100歳のお祝いということで、地名区の河野あきさんの所へ行ってきました。大変元気で、100歳ということはすばらしいなということを感じたのがこの日でございます。5月20日ですが、農林業センターのオリーブの植栽、大変議員の皆さんにもお世話になりましたけれども、オリーブの試験的な植栽をしたというのがこの日でございます。

5月20日ですが、県の農業会議の常設審議会がございまして、出席をしております。この日の午後ですが、フリースクール元気学園との協議ということで、元気学園へ行って施設等を視察をまいりました。

5月23日です。地域おこし協力隊の面接をしております。県の山林協会理事会及び意見交換会がブケ東海でございまして、出席をしております。

5月24日です。県の内水面漁場管理委員会が静岡市でございまして、出席をしております。5月24日午後ですが、広域消防の大型放水車の配備式が清水の港でございまして、出席をしております。5月24日この日には、放水車の配備式が終わった後で、広域の委員の皆さんと懇談をしたというのが5月24日でございます。

5月25日です。大井川鐵道の取締役会がございまして、出席をしております。

5月26日ですが、地元の選出の国会議員の皆さんと国土交通省並びに林野庁等へ陳情に行っております。

5月27日ですが、入札会を開催しております。5月27日、静銀の支店長と面談をしております。この日に課長会を開催しております。この日の夕方、廃棄物の減量推進協議会がございました。

5月30日です。町村会の監査が静岡市で行われております。町村自治振興会理事会がございまして、出席をしております。この日の夜ですが、井林辰憲議員の講演会、焼津でございまして、出席をしております。

5月31日ですが、大井川農協の総代会が焼津市でございまして、出席をしております。5

月31日、川根高校野球部後援会の総会がございまして、出席をしております。

6月1日ですが、環境市民協会の理事会が静岡市でございまして、出席をしております。

6月1日です。静岡河川協会の総会に出席をしております。

6月2日ですが、防犯協会の総会がございまして、島田警察のほうへ出席をしております。
この日の午後ですが、町の職員協会の総会がございまして、出席をしております。

6月3日ですが、市町村の振興協会の理事会がございまして、出席をしております。この日の午後、島田警察署におきまして、交通規制の審議会がございました。出席をしております。島田・北榛原危険物安全協会の50周年の記念式典が島田市でございまして、出席をしております。

6月6日ですが、大井川の減災対策協議会、島田市の市役所でございまして、出席をしております。

6月7日の日には、自衛官の相談員委嘱式がございまして、役場の職員の小長谷君に委嘱状をお渡しをしております。6月7日ですが、郡の町村会の総会が吉田町でございまして、出席をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、野口直次君、4番、根岸英一君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間にしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの16日間に決定しました。

◇

◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度川根本町一般会計予算）

○議長（太田侑孝君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成27年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。本案について町長から報告を求めます。
町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第1号です。繰越明許費繰越計算書についての提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成28年3月定例会において御承認をいただきました平成27年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をしましたので、報告をするものがあります。

資料の1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費では、翌年度繰越額を焼津市・川根本町連携事業、海の幸・山の幸魅力創出事業の海の子山の子交流教室「山の体験・海の体験」事業分58万円とし、町単独事業、ワークスタイル革新事業は、地方創生加速化交付金の2次要望に伴い、繰越明許事業として事業を取りやめ、改めて平成28年6月議会へ補正予算を計上させていただくことにより、翌年度繰越額はありません。

また、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、翌年度繰越額2,121万4,000円であります。

第4項戸籍住民基本台帳、地方公共団体情報システム機構負担金は、翌年度繰越額183万5,000円。

第3款民生費、第1項社会福祉費、町単独事業、特別養護老人ホームあかいしの郷敷地造成工事は、翌年度繰越額3,056万円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、いずれも町単独事業であります。瀬平地区排水路改良工事では200万円、塩郷地区排水路改良工事400万円、梅高地区排水路工事400万円が翌年度繰越額であります。

第2項林業費、町単独事業、林道坂京線測量設計業務委託は、翌年度繰越額200万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開竣工事は1,322万2,000円、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開竣工事は665万6,000円、県単独林道（舗装）事業、林道大札線舗装工事は196万3,000円、町単独事業、林道大札線舗装工事は250万円、町単独林道（改良）事業、林道寸又線池の谷改良工事は145万3,000円、町単独事業、林道塚ノ山線開竣工事に伴う久保尾地区導水管仮設工事は220万円、町単独事業、林道河内川線改良工事は450万円、町単独事業、上岸地区治山工事は350万円の翌年度繰越額であります。

第7款商工費、第1項商工費、町単独事業、桑野山地区臨時駐車場整備工事は200万円、町単独事業、奥大井官民連携ブランド創出事業は707万4,000円の翌年度繰越額であります。

第8款土木費、第1項土木管理費、町単独事業、青部駅周辺土地利用事業の翌年度繰越額3,621万2,000円、町単独事業、青部バイパストンネル起工式事業は116万9,000円の翌年度繰越額となります。

第2項道路橋りょう費、町単独事業、町道西地名線改良工事に伴う測量設計業務委託は876万2,000円、町単独事業、町道高郷八代郷支線新設工事は480万円、町単独事業、町道高郷上長尾線開設工事に伴う測量業務委託は200万円、町単独事業、町道梅高中央線改良に伴う測量設計業務委託は250万円、町単独事業、町道北村線排水改良工事は300万円、道整備交付金事業、町道千頭澤間線改良工事に伴う測量設計業務委託は1,650万円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋上部工修繕工事は3,400万円、同じく社会資本整備総合交付金事業、千代橋落橋防止システム設計業務委託は600万円、社会資本整備総合交付金事業、千代橋耐震補強工事は2,000万円の翌年度繰越額であります。

第9款消防費、第1項消防費、町単独事業、第1分団3部詰所建築工事の翌年度繰越額1,456万3,000円、町単独事業、桑野山中継局監視システム工事の翌年度繰越額800万円であります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業、林道寸又線災害復旧工事（1号箇所）は292万円の、林道施設災害復旧事業、林道寸又線災害復旧工事（2号箇所）は1,026万4,000円の、町単独事業、林道寸又線災害復旧附帯工事（1号箇所）は168万円の翌年度繰越額であります。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の4ページから6ページをごらんください。

以上、繰越明許費について報告をさせていただきました。

○議長（太田侑孝君） 野崎総務課長。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ありません。若干、訂正をさせていただきたいところがございます。

第2項林業費のところ、県単独林道改良工事事業、林道寸又線池の谷改良工事というふうに町長発言しましたが、町単独事業でございます。その箇所……

（「町って言ったよね」の声あり）

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ございません。県です。すみません。私が間違えました。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

○総務課長（野崎郁徳君） そこともう1カ所、同じく第2項道路橋りょう費のところの部分の社会資本整備総合交付金事業、千代橋落橋防止システム設計業務委託600万というふうに町長申し上げましたが、660万でございます。申し訳ございません。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

これで、報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。



◎日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算）

○議長（太田侑孝君） 日程第4、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について（平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。本案について町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほど報告1号で説明が間違っていたことをおわびを申し上げたいというふうに思います。

それでは、報告第2号です。繰越明許費繰越計算書についてでございます。

報告第2号は、平成28年3月定例会において御承認をいただきました平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので、報告をするものであります。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、町単独事業、本川根南部簡易水道施設基本計画変更業務委託の翌年度繰越額は457万5,000円であります。

以上、繰越明許費についての報告でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。



◎日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）

◎日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）から日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)から日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、日程第5、承認第3号並びに日程第6、承認第4号、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

承認第3号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交布され、その一部が同年4月1日より施行されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図る必要から所要の改正を行うものであります。

議案9、10ページ及び新旧対照表1ページから11ページをごらんください。

議案9ページ、第1条川根本町税条例の一部改正については、新旧対照表1から2ページの第56条及び第59条のとおり、固定資産税の非課税の規定についての改正であり、3ページの附則第10条の3第5項については、新築住宅等に係る固定資産税の軽減措置の規定の改正であります。

同じく議案9ページ、第2条川根本町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、新旧対照表4から11ページの改正附則第5条については、町たばこ税に関する経過措置についての規定の整備であります。

議案10ページの附則につきましては、第1条で施行期日、第2条では固定資産税に関する経過措置を規定をするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、承認第4号です。川根本町国民健康保険税条例の専決処分について、提案理由とその内容について説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日施行されたことにより所要の改正を行うものであります。

議案13ページ、新旧対照表12から13ページをごらんください。

国民健康保険税の減額について、第23条において、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるための改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第43号 町道路線の認定について

◎日程第8 議案第44号 平成28年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

◎日程第9 議案第45号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第43号、町道路線の認定についてから日程第9、議案第45号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第43号、町道路線の認定についてから日程第9、議案第45号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第7、議案第43号から日程第9、議案第45号までを一括して提案の理由を説明をさせていただきます。

議案第43号です。川根本町町道路線の認定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案14ページをごらんください。

町道高郷八代郷支線の道路を新設するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第44号、川根本町一般会計補正予算(第1号)についての提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年度川根本町一般会計補正予算(第1号)の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,417万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億117万3,000円としたものであります。

また、第2表では、債務負担行為について新たに追加した事業を計上をしております。

今回の補正は、地方創生加速化交付金事業及び地方創生推進事業費の追加、地域おこし協力隊と緑のふるさと協力隊に係る経費の補正、寸又峡遊歩道の落石に係る修繕経費等の追加、リバーレイド実行委員会の補助金の追加、私立幼稚園において実施予定の一時預かり事業に係る補助金の追加、若者交流センターの運営に係る経費の追加などが主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第45号、川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

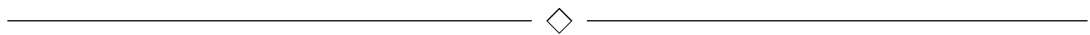
議案第45号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要についての説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,739万2,000円としたいものであります。

今回の補正は、いやしの里診療所内のW i - F i 環境の整備のための光回線使用料の増額と、ふじのくにねっとの負担金の追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

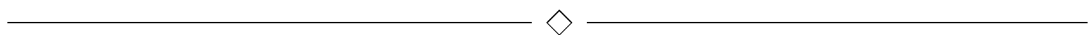
○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（太田侑孝君） 日程第10、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

本日までに受理された請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、第1常任委員会に付託しましたので、報告します。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月16日午前9時、本会議を開会し、承認、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時33分

平成28年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

平成28年6月16日（木）午前9時開議

日程第 1 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第 2 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第 3 議案第43号 町道路線の認定について

日程第 4 議案第44号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第45号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

追加日程第1 議案第46号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案第47号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

追加日程第3 議案第48号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	芹澤廣行君	６番	山本信之君
７番	中田隆幸君	８番	小藪侃一郎君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	中澤莊也君	１２番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	山本銀男君	情報政策課長	山田貴之君
税務課長	伊藤千佳子君	福祉課長	海老名重徳君
生活健康課長	鳥本宗幸君	産業課長	後藤泰久君
建設課長	大村浩美君	総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君
教育総務課長	前田修児君	生涯学習課長	藪下和英君
会計管理者	中野裕文君		

事務局職員出席者

議会事務局長　大村敏秋

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月9日の日と同様ですのでご了承願います。

◎日程第1 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第1、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正
する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を

改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第２ 承認第４号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて）

○議長（太田侑孝君） 日程第２、承認第４号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

○議長（太田侑孝君） １０番、鈴木多津枝君。

○１０番（鈴木多津枝君） １０番、鈴木です。

通告をしましたので、それに基づいて質疑を行います。

軽減判定の所得の引き上げということで、２割軽減を26万円から26万5,000円に引き上げ、その影響が４世帯９人増えて５万1,212円軽減額が増える。また、５割軽減のほうを47万円から48万円に引き上げて、５世帯10人が増えて12万510円軽減額が増えるという説明があったと思うんですけども、これは間違いないか確認をいたします。そして、間違っていたら訂正をお願いいたします。

そして、合わせて９世帯19人増えて、この２割、５割で、この説明によると17万1,722円の軽減額が増えるわけですが、もう一つ７割軽減というのがありますのでこちらのほうは変更がないということで、２割、５割、７割軽減の対象世帯数と対象人数、そして全被保険者の中の何割ぐらいに軽減される人が当たるのか、またその軽減額がそれぞれ幾らになるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 鳥本宗幸生活健康課長。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議会全員協議会でお示した資料につきましては、平成28年度の保険税の課税対象データから算出したあくまで試算結果でありまして、これからの本算定の状況では、誤差、数値が変更する可能性があるということで、まず最初に御承知をお願いしたいと思います。

その試算結果からでございますけれども、２割軽減世帯が162世帯、それから５割軽減世帯が217世帯、７割軽減世帯が308世帯となります。

対象人数ですけれども、２割軽減者が306人、14.04%、５割軽減者が398人、18.27%、７割軽減者が404人、18.54%となっておりまして、半数以上の方が軽減を受けるということになっております。

次に、軽減額でございますけれども、同じく全員協議会でお示した資料でございますけれども、軽減の額でございますけれども、２割の軽減額が合わせて145万2,000円、５割の軽

減額が475万2,000円、7割の軽減額が779万7,000円となります。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

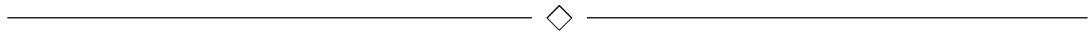
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第3 議案第43号 町道路線の認定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第43号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第44号 平成28年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第44号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

幾つか通告を出したんですけれども、最初の通告9ページの2款2項1項の企画総務費なんですけれども、私もいただいた資料を覚書に書いて通告したので非常に複雑になっていますので、少しまとめて質疑をいたします。

1点目は、ただいま申し上げました9ページの2-2-1企画総務費の補正額2,414万4,000円についてですけれども、いただいた資料によると、①ウェルネスツーリズムを基本とした癒しの里ブランド構築事業で、28年度は委託料で700万円と、もう一つ、テレワークによる新しい働き方創出事業で、首都圏からサテライトオフィス企業を誘致、これは公共施設空き家施設の活用で28年度は委託料として480万円、工事請負費で1,000万円、報償費で86万4,000円、旅費で48万円の計714万4,000円、それに3点目が、オープンカフェによる地域間連携事業で、28年度は焼津市とあわせて2,000万円の半々の負担額で当町が負担金1,000万円となっていますけれども、この事業の総額は幾らの事業計画になっているのかお聞きいたします。

それから2点目ですけれども、企業誘致ができなかったり、途中で撤退したり、また協力隊員がやめたり、オープンカフェが赤字になったりと、やる前からそんな悪いことばかり並べると言われそうですけれども、大きな事業をやることで果敢に取り組むにしてもやっぱり慎重性は必要だと思いますのでお聞きしますけれども、こういう世間ではいわゆる参議院選挙に向けた補助金のばらまきだ、1,000億円のばらまきだなんていう評判もあるわけですが、当町ではやはり身近な事業を担当の方が一所懸命考えてくださったと思うんです、残業で。

それで、第一次申請は却下されて、第二次申請が採択の見込みがありそうだということで補正予算が出てきたわけなんですけれども、こういう事業を本来だったらじっくり時間をかけて実行団体も形成していって、本当に町の活性化につながるようなものにしていかなければなら

らないわけですが、行政としてはこういう計画を立てて、この事業の継続性や、また今ある町内の商店さん、本当にぎりぎりの経営をされている食堂や飲食店などがあるわけですが、そういう商店や企業などと企業誘致、競合するということは、企業の誘致ではIT関係だから競合するということはないのかもしれませんが、そういう心配されることについて、どのように予測をしているのか、どういうふうに活性化につなげていこうとされているのかお聞きいたします。

それと、次ですが、ウェルネスツーリズムを基本とした癒しの里ブランドの構築事業ですが、これは28年度の委託料が700万円、そして、これは資源の集約、課題整理と体験学習プログラムの実施、それから29年度に行動計画策定と情報誌作成で700万円、30年、31年度も1,400万円と書いてあるので、それぞれ700万円をめぐりにいろいろ資料に書かれたロゴマーク、パッケージ作成、新商品開発、動画コンテンツ制作、広告物制作などや、2点目の茶の販売所や温泉宿から癒しをモチーフとした拠点への転換検討など、こういう長期的な展望で取り組む事業だと思うんですが、この4年間の合計で2,800万円となる事業です。

具体的には何か、どういう所でこういう新しいものをやるよという計画があるのかどうかお聞きいたします。

また、これはかなり町への経済効果、それから活性化に関係してくると思うんですが、行政としてその費用対効果をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それではお答えをいたします。

まず最初ですが、総額幾らの事業計画かということですが、今回補正予算として、地方創生加速化交付金事業として申請をする計画の総事業費ということでお答えをいたしますと、4年間で1億8,687万6,000円というのが計画の申請額となります。

それと、継続性の見通し等ということですが、まずこの事業ですが、昨年つくりました町の地方創生の総合戦略に基づいての計画となります。その中では5本の具体的な取り組みを示しました。その中には、多様な仕事を創出し、人材育成により培われた知識や技能を生かして当町で暮らし、働けるようにする。結婚出産子育てを支援し、安定した家庭生活を維持できる環境を整備する。地域資源を生かし、交流人口を増加させるという基本目標、その5つの中の3つの部門が該当する事業として具体的に取組もうとするものでございます。

計画が国に認めていただければ、目標達成のため、町民各種団体、事業者が一体となったまちづくりとして推進をしていくということで考えております。問題があればその都度対応は図っていかねばなりませんけれども、事業の継続性等につきましては、本年度首都圏のテレワークによる新しい働き方の創出事業という分野では、本年度首都圏企業の現地見学会や実証実験、クラウドソーシング企業や地元企業との協議を進めて、次年度から体制を構

築できるようにということで計画をしております。また、空き家を活用した地域活性化推進事業の進め方につきましても、今年度協議検討をして次年度から具体的にというのが現在の基本的なつくりとなっております。

それと、地元の商店や企業との競合ということですが、町内の商店や企業との競合につきましては、推進主体、協議会をつくることとしております。その中に、商工会や関係する団体の方を加えまして、その中でいろいろと話し合いをして、競合というよりは連携をしていかなければならない事業として考えておりますので、より具体的になってくれば細かい話がそこで詰められていくものと考えております。

あと、ウェルネスということですよ。経済効果ですが、これも総合戦略に大きな目標の数値を掲げております。総合戦略における基本目標と基本数値では、平成24年経済活動別総生産額263億5,800万円を平成31年には289億9,300万円まで伸ばす。また、観光交流人口を平成26年54万9,000人から、平成31年58万3,000人まで増加させる目標値を立てております。この目標値を目指して事業展開を図っていくための予算として考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 具体的にはまだ本当に見えてこないわけですが、町内の商工会や事業者、町民を巻き込んだ計画を立てるんだということで、行政の人たちがここまで計画を担当課で組み立ててきたという努力は、大変短い期間で国も期限を切った申請を出せと、国の意向に沿うような事業なら採択してやるよみたいな、本当に大変な責任を負うわけですが、町民の人たちと一緒にまちづくりに大いにプラスになっていくように期待をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第1号）については、
原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第45号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第45号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（太田侑孝君） 日程第6、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を議題とします。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員

からは4名を選出することになっておりますが、町議会議員から選出すべき議員のうち1名が欠員となり、その補充のための候補者が2人となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての町議会の選挙における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

有効投票のうち候補者の得票数までを報告することになりますので、ご承知おきください。
選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(太田侑孝君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に5番、芹澤廣行君及び6番、山本信之君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長(太田侑孝君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(太田侑孝君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(太田侑孝君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長(太田侑孝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。5番、芹澤廣行君及び6番、山本信之君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（太田侑孝君） 選挙結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、太田侑孝君11票、森野善広君1票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（太田侑孝君） それでは、ここで暫時休憩とします。

この後議会運営委員会を開催し、その後全員協議会を開きます。

議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と、行政側で副町長、総務課長の出席をお願いします。

町長、教育長、その他の議員は大会議室のほうへ移動をお願いします。

以上です。

再開はその後とします。

議運の関係は9時40分から開会とします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前10時04分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

ただいま町長から議案三件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配布した追加議事日程（第2号の追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程（第2号の追加1）のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎追加日程第1 議案第46号 川根本町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について

◎追加日程第2 議案第47号 平成28年度川根本町一般会計補正予
算（第2号）

◎追加日程第3 議案第48号 平成28年度川根本町国民健康保険事
業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 追加日程第1、議案第46号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、追加日程第3、議案第48号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第46号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、追加日程第3、議案第48号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、ただいま議長からのお話がありましたとおり、追加日程3議案の説明をさせていただきます。

なお、これは一括して説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第46号です。川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正をお願いするものであります。

議案1ページ、新旧対照表1及び2ページをごらんください。

第2条第2項中、基礎課税額の課税限度額を52万円から54万円に。同条第3項中、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を17万円から19万円に改めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第47号です。平成28年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,331万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ63億3,448万5,000円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額及び地方創生推進事業費の追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第48号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,674万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ10億3,994万9,000円としたいものであります。

保険税の本算定にあたり、被保険者区分ごとの、平成25年度から平成27年度の年間給付費額から平成28年度の給付費見込み額を算出した結果に基づき、保険税の減額や各交付金が決定されたことに伴う補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月24日午前9時、本会議を開会し、議案に対する質疑、討論、採決と一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時10分

平成 2 8 年第 2 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 8 年 6 月 2 4 日 (金) 午前 9 時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 4 6 号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度川根本町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 4 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 請願第 1 号 「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

日程第 6 議員派遣の件

出席議員（１２名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	４番	根岸英一君
５番	芹澤廣行君	６番	山本信之君
７番	中田隆幸君	８番	小藪侃一郎君
９番	森照信君	１０番	鈴木多津枝君
１１番	中澤莊也君	１２番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	山本銀男君	情報政策課長	山田貴之君
税務課長	伊藤千佳子君	福祉課長	海老名重徳君
生活健康課長	鳥本宗幸君	産業課長	後藤泰久君
建設課長	大村浩美君	総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君
教育総務課長	前田修児君	生涯学習課長	藪下和英君
会計管理者	中野裕文君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大村敏秋
--------	------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

説明員は6月16日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月16日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。

全協終了後、午後1時から、第1常任委員会を開催し、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを御審議いただきました。また、議会広報委員会の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

次に、5月2日に告示された後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果を報告します。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第4号に規定する区分の当選人については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、鈴木多津枝君、中澤莊也君、小藪侃一郎君、藺田靖邦君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

それでは、3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） おはようございます。3番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものようにここで発言させていただくのは、多くの町民、地域の支えがあつてのことです。感謝いたします。

今回は、1地区の具体的な要望からの質問ではありますが、少しでも町が、町民が前向きに進められたらの願いには変わりはありません。町長が礼節を重んじる姿勢を感じる中、一般質問をいたします。

東日本大震災の復興の最中に震度7が連続起き、熊本・大分地震は想定外では済まされない災害の連続、また、梅雨前線の活発化により、記録的な大雨でさらなる被害が被害地に追い打ちをかけています。町長をはじめ地域支援室の防災担当職員、土木職の方々は気が気ではないと思います。今年の梅雨が大雨にならないように祈っています。また、今年のお茶も春先の天候に恵まれ、順調に生育し、北部、南部も一緒にゴールデンウィークを迎えましたが、結果は皆様の想像以上に厳しいものとなりました。

さて、今から下記の三つの質問をさせていただきます。

1、寸又峡の自然休養村を解体中であるが、エコパークの拠点を含め、今後の取り組みについて。

①現地の観光案内はどうするのか。

②南アルプス山岳図書館を町として有効活用を考えているのか。

③川根本町全体を含め新規に拠点づくりの計画があるのか。

2、人と環境にやさしい観光地寸又峡づくりについて伺います。

①上側のバス停前の駐車場に身障者の方の駐車スペースの設置を求める。

②赤ちゃんのおむつ、着がえる場所等の設置を求める。

③各トイレの改良、増設を検討してほしい。

④近年では若者の観光客が増加している。常に変化を捉えつつ変えているのか、具体的な観光対策があれば教えてほしい。寸又峡のみならず、当町の観光を若者が救うかもしれません。

3、人づくりはまちづくりについてをお伺いいたします。

①マイスター制度の進捗状況を伺う。

②各分野でのリーダーは育成されつつあると思われるが、行政のもう一段の後押しを期待する声もある。町長の考えをお伺いします。

以上3点をよろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、1番、野口議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

なお、今お話がありましたけれども、熊本の九州のほう、大変ひどい災害に見舞われたということで、心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

そのような中で、私ども川根本町からも職員3人を派遣して、無事に対応しているということだけはお知らせをしておきたいというふうに思います。

それでは、お答えをさせていただきます。

解体中の寸又峡自然休養村施設の今後の取り組みについてという御質問でございます。

長年、自然休養村事業の直売所施設として設置をされてきました当該施設も、温泉街入り口にあることから、繁忙期に町の観光案内や寸又峡温泉の案内業務を行いながら、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合を指定管理者として管理をお願いしてまいりました。しかしながら、老朽化が著しくなり、現在解体作業を進めております。

解体後に現地の観光案内をどうするかという御質問でございますけれども、今までも町が案内所を設置しているものではなく、協同組合が独自で案内業務を行っているので、町が開設しているものではございません。今後につきましては、組合施設でもある南アルプス山岳図書館の併用、あるいは手狭であれば適正な規模を考慮した上で、施設整備を含め、今後のあり方を組合でも考えていただき、そのような中で町からの支援の要望が生じた場合には、協議に応じたい旨を組合にはお伝えしてございますので、組合の今後の方針を待ちたいというふうに考えております。

次に、山岳図書館を町として有効利用を考えるかという御質問でございますけれども、当施設は、組合所有施設であり、現在組合で管理運営を行っております。平成20年度に広く図書の寄附を呼びかけて、南アルプスに関連する図書の蔵書や山岳写真など価値の高いものを公開しております。当時、建設費も町から助成をしており、国の活性化の助成金を活用しております。

南アルプスエコパークの情報発信の施設の一つとして、その役割を担っていただいているものと考えており、組合が設置した当時の目的の趣旨を継続していただき、当地への来訪者の一人でも多くの方が図書館に入館していただき、南アルプスへの理解を深めていただければ、その機能は十分に果たせるものと考えております。町としては、エコパークのPRに関する情報発信施設として、今後とも活用させていただきたいというふうに思っております。

三つ目の新規に拠点づくりをする計画はあるかという御質問ですが、エコパーク情報発信基地として新たなものを建設するという考えは持っておらず、現在ある施設を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、人と環境にやさしい観光地づくりの質問でございます。

終点バス停前駐車場を身障者の方々のための駐車スペースにすることを求めるという提案がございました。当該駐車場は町有地でございますので、ある程度、町の裁量で御提案の実現は可能であるというふうに考えております。夢の吊橋方面に行くための一番近い駐車場を

身障者の方々の駐車場にすることは、人にやさしい観光地づくりの最たるものと考えますので、このような御提案が外部から来ていることを組合にお伝えし、今後協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、おむつがえをする場所、いわゆるアメニティー施設の設立を求めるということですが、幼少のお子様の家族連れが多く来訪する施設にはほとんど完備されております。ただし、施設外に単独で設置する場合、短期のイベントなどでは設置も容易にできますが、寸又峡にというお話になりますと、町有施設はほとんどございませんので、遊歩道や人通りの多い場所の設置は、安全性や管理の面からも多少の懸念はございます。

御提案された方から、ここにという具体的な場所がございましたら、担当課に御連絡いただければ、どこで管理するかも含め検討していきたいというふうに考えておりますので、議員からの御提案も含め、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

寸又峡に限らず、今後は人にやさしい観光地づくりを進めていく上では、施設館内には恒久的な設置が今後必要と考えているところでございます。また、トイレの改良につきましては、順次、洗浄・ヒーター機能つきなどに変えていくことで対応をしているというところでございます。

最後の若者の観光客が増加しているが、具体的に観光対策があれば教えていただきたいとの質問でございます。

観光業で生計を立てておられる方々は既に御承知のことと思いますが、客層がお変わりになれば、若いお客様に何が好まれて、何が売れて、どうやれば経済効果を生み出せるかということを考え、実行に移すことではないかと考えます。若者がこの地域に多数訪れる理由の一つとして、SNSを利用し風景写真を撮ってフェイスブックにアップし、それが新たな若者を呼び、一度夢の吊橋に行ってみよう、今からすぐに行こうという感覚で来ているものと考えます。最近では朝早くから県外ナンバーの自動車に出会います。それも若い娘さんが運転をしております。また、夕暮れ近いときに到着する若者も見受けられます。一度は行ってみたいと思わせる夢の吊橋になっているということでもあります。

そういう意味からいたしますと、新東名の静岡スマートインターが完成以降、県外から本町へ向かってくる乗用車も以前よりも増えているという実感がございます。国道362号の拡幅改良、早期バイパス完成は、観光対策も含めて関係機関への猛烈な陳情が必要というふうに考えておりますので、観光関係者のお力も結集をさせていただきたいというふうに思っております。いずれにしても、高齢者であれ、若者であれ、この地に来ていただけるお客様をありがたく大切にお迎えしていただき、営業について個々の戦略を期待するところであります。

それから、人づくりはまちづくりについてでございます。

マイスター制度の進捗状況及び行政の後押しについて質問がございました。

マイスター制度は、平成26年度に制定され、一部の登録分野において申請に向けた問い合

わせ等はございましたが、各登録分野における登録者や推薦者があられていない状況となっております。そのため積極的にまちづくり活動に参画している町民の方々に対し、登録申請の打診を行ったところではありますが、なかなか登録申請に結びついていないのが現状であります。

これは、登録者にとってマイスター制度を登録によってできる支援措置などの周知が行き届いていないことや現在の組み立てが要因として考えられるため、今後、要綱の見直し等も含めて検討していくべきだというふうに考えております。

この制度は、現在残っている町の歴史、文化、技術等に関する知識、技能を将来にわたって伝承していく一つの試みでもあります。町以外の自治体や各種団体等におきましては、表彰や認定を受けた方々の情報を整理し、マイスターへの登録を進めていくことを検討していきたいというふうに考えております。

また、千年の学校や生涯学習活動を通じて、当町の暮らし、自然、伝統・文化、産業及び教育等における卓越した知識、または技能を積み重ねてきた人々に対する情報提供とマイスター制度への理解を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、3の②のリーダーの話は、町長、出たでしょうか。ちょっと私、聞き漏らしたのか、教えてください。

○町長（鈴木敏夫君） マイスター制度の話は、具体的に進めていきたいと思っておりますけれども、今検討中ということで、少しいろんな面も、状況が整わないと、なかなか認定するのも難しいということになってきたものですから、千年の学校でもマイスター制度をやるといような方向性でやっておるものですから、早目にマイスターとして認定をしていきたいというふうに思い、その皆さんに活動していただく、活躍していただく場所の提供は、当然行政もしていきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、ちょっと前後いたしますけれども、最初の今、私が質問した3番の関係からやらせていただきます。

それこそマイスター制度と私の質問した②の各分野のリーダーが育成されつつあるということを、やはり私の質問の要旨がちょっとダブっていて、御理解しにくい点があったと思いますけれども、ちょっとそこから再質問をさせていただきます。

それこそマイスター制度というのは、私は、今年度も約40万の予算計上がありますが、私としては、予算を確保する、程度という言葉は悪いんですが、していただいて、町民もメリットがあれば、また必要とする場合は、自分で申請してくれると思うので、今のような予算確保をお願いしたいと思います。

それと、今、町長の答弁にもございましたが、やはり再度お伺いするのは、消えていく、

消えかけている、例えば炭焼き、木びき、竹かご、地域の、先ほど言った文化、産業、教育で頑張っておられる方、あるいは、語り部の人も頑張っていますが、民話の継承、技術保存、そういうところで、町民は、マイスターとかというと、みんな気持ちはあるんだけど、制度をいただくのが本当に照れくさいのか、私もそうですが、町長を含めて、何かの機会に表彰とかですね、長年やっていくというようなことも一つの地区の、マイスター制度と同じような効力があると思いますので、その辺をどう考えるか。

それで、本当に急いで、こういう消えゆくやつがもう時間の問題だと思いますので、早急にその対策をお願いしたいと思います。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことを当然やっていかなければいけないという中で、特に「日本で最も美しい村」連合に登録されたということになりますと、当然ながら徳山の神楽等については伝承していくことが一つの条件になっているということがございます。そのほかにも今言われたそれぞれの技術を持った方を今後伝承していただくようなことをできないかということも含めて、今度は木の駅の事業もこれから進めていくというような中では、当然そのような技術を持った方を認定していくということは、当然必要であるというふうに考えております。

当然ながら、地元の方ばかりでなくても、よそからこちらへ見えた方でも、当然そのような技術、知識を持っている方は認定をしていくということが必要で、その皆さんを統括するのが、行政が対応してまちづくりに反映していくということが大事だというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 引き続き今の質問をさせていただきます。

本当に日本の美しい村連合にも入っていただきましたので、推進していただく中に、例えばこういうときには制度が利用できるのかどうか、仮の話ではあるんですが、ちょっと1点申し上げますので、判断をお願いします。

例えば、今新しくエコティかわねというのが主催で、今年から法人化、頑張っているわけですが、そこに例えばスタッフが山歩きをガイドした場合、スタッフがマイスターの登録があれば、個人と考えるのか、あるいは補助金をいただいている団体がさらにそういうマイスターで報酬の2分の1の助成ができるのかということ。そう言いながらもですね、さっき町長も言ったんですが、町外の方にはそういう内容は全くわかりませんので、町外の案内の場合はできるのか。ちょっときめ細かな質問で悪いんですが、わかれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 基本的には観光の案内というのがあちこちでございます。これはボランティアでやっている方、有償でやっている方、それぞれあります。私は、この町では、当

然ながら有償のボランティアで、ボランティアというのかわかりませんが、有償で対応することが必要というふうに思っております。無償で本当のボランティアをやると長続きしないという、これまでの経緯もあるものですから。その辺は有償でできるように専門的な知識を共有していただくことが必要だというふうに考えております。

ですので、私は有償で、お金をいただいて、それに対応するということが必要というふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それじゃ、すみません。前後いたしますが、1番から再質問を続けてさせていただきます。

今、答弁もございましたが、一例で寸又峡のお話を出させていただいたわけですが、やはりお願いしている事業の指定管理者を含めて、その地域の団体、そしてその長、長のいろんな複雑というか、いろんな関係が出てくる中に、何ていうんですか、やはり話し合いの中でお互いに、言いつらいとかいろいろなことがあるようなことがあったら大変ですので、定期的に当然、要望ということの形がどうしても行政の場合は、その事業所からのやつが多いと思うんですが、こういう観光は日々変化しておりますので、話し合いの中にですね、お任せというんじゃなくて、支援の方法の中に考えていただく。特に私が思うのは、一例をまた挙げますけれども、例えば寸又峡で温泉感謝祭とかいろいろなイベントをやっていたいておるわけですが、観光協会さんがメインでやっているのか、あるいはその寸又峡美女づくりの事業組合の方が観光協会から補助金をいただいてやるのか。あるいは、前後しますけれども、地元の方はあくまでも手伝いでやっているのか。その辺は、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいまの野口議員の御質問は、町として温泉感謝祭等の行事はどこでやっているか承知しているかという、そういう御趣旨でよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「はい。それと、補助金の要するに流れとか」の声あり）

○商工観光課長（安竹賢治君） 町から寸又峡温泉事業協同組合に出している補助金はございません。観光協会に対しましては、補助金を支出しております。それにつきましては、観光協会の事業の中での補助金ということでございまして、観光協会と寸又峡温泉組合との関係は、そのお互いの中でのやりとり、あるいは話し合いの中で決めておりますので、感謝祭の行事を観光協会がやるという仕組みについては、町のほうでは関知をしておりません。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 続けて質問させていただきます。

それこそ寸又峡は民間の力が大きいと言われ、やはり今、町長の答弁にありましたが、独

自に発展してきて、車社会になってきて、駐車場もあの狭い土地の中で努力してきて、あれだけの敷地を確保していただいているわけです。それで、私のさっきの質問に対して、早速、町としてはトイレをですね、町有地等に設置していただくということでお返事をいただき、ありがとうございます。

その中で、私にはわかりにくいところがあるんですが、これだけ温泉が観光地、別に寸又峡に限らず、いろいろ厳しい時代を迎えた中で、お互いに、さっきの質問ともダブるかもしれないですが、こういう時期こそ本当に話し合いをしていただいて、とにかく回転を速くしていただいて、人に優しいとかということを私言ったんですが、もう答弁でほぼ私の思うことをお答えしていただいたんですが、何ていうんですかね、非常にいろいろなことを急ぐ中で、これから寸又峡に対して大変、先ほど言ったように、もう寂れて、皆さんいますので、旅館関係の人に悪いんですが、やはりああいいう町の温泉地の中心にちょっと廃業的な、ああいうのも出てきますし、また、今までは面と面というつながりが点と点という形になっては、基本的に大変なことになりますので、これから町として、こうやって寸又峡をという、何か妙案というか、前にも昨年もですね、予算でユネスコエコパーク推進資源調査事業が出て、その結果のことを含めて、こんな構想があるよということがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） きょうは傍聴席に地元の寸又峡の方が大勢いて、それぞれ以前、私も寸又峡に3年勤めていたということもあるもんですから、存じ上げている皆さんばかりです。その中で、私が寸又峡にお世話になったときには、宿泊施設が32軒ございました、バンガローも当然ながら入っております。しかしながら、今現在8軒というふうに、大変な数に減ってしまったというふうな経緯がございます。

その中で、何か活力がなくなったんじゃないかということを皆さんからおっしゃっていただいております。その中で、町として何が対応できるかという中で、南アルプスのエコパーク、この関連によりまして、今年度500万の予算をとっていただきまして、対応するというようなことを調査するというのを皆さんにお認めいただきました。その詳細につきましても間もなく完成品が出てきます。これは正直言って、私も、地元の人がこれがいいだろう、あれがいいだろうといろんな意見はありますけれども、果たしてそれが本当にいいのかどうか。それには、具体的に言いますと、つり橋の関係も出ておりますし、露天風呂の関係も出ておりますし。また、町側にももっとちゃんとしようというような意見も出ております。それらを含めて、何が行政と地域が一緒になってできるかということを今後詳細に詰めていく必要があるということです。

今現在、これをすぐにやるということは決定しておらないということで、御理解をいただきたいと思いますし、今そのような調査をして、間もなく完成品が出て、それらを皆さんと協議をしていくということになろうかと思います。今現在では、何がということを具体的に

はありませんけれども、想定して調査をしているということだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 27年度の予算から引き続きまた今年答えが出るという、答えというか、いろいろな多方面で考え方でやっていただくということで、私もよろしいと思いますので、ぜひ進めて、先ほども言ったように、なかなか大きなお金もいろいろ事業によっては出てくると思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、今、自然休養村の観光案内所がなくなって、それで、私ここで南アルプス山岳図書館というのを出したのは、今、町長も答弁していただいたように、寸又峡の美女づくりの湯観光事業組合がやっていただいているということですが、もし早急に何かのこの案内とか、あるいは、あつてはなりません、山岳遭難とか、魚釣りの事故というのは今までも当然対応はしていただいておりますので、差し当たってまとまった、別にこういう設備は必要ないというのか、山岳図書館で、あるいはあそこの寸又峡の集会所というだか、あれは何ていうのですか、寸又峡の、ちょっとわかりません、あの真ん中のもとの小学校のね、そこから辺なんかをこれからはいろいろな重点にしていくか。少しは町で、ここはお任せじゃなくて、ここを中心にやっていくんだよという、もうちょっと、もう一押しのお言葉をいただきたいと思ひまして、再質問を今いたしました。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今、解体中の自然休養村の施設がなくなりますと、組合の方々も案内所が困るというお話をいただいておりますので、町として設置主体となることはできませんが、ある程度の規模が決まったら支援をいたしますよということで、協議に応じる考えをお伝えしてございますので、そういった意味での支援はできるかというふうに思っています。

あるいは、山岳図書館の機能としまして、例えば何か山岳救助のような発生がございましたら、もちろん本部になるということで想定も考えられますけれども、そういったことは、やはり寸又の組合の施設でございますので、お互いの中で現地本部を設置していくようなことになると思います。

いずれにしても、町としましても、寸又峡の入り口でございますので、景観に配慮しつつ少しずつお金をかけてございますので、そういった意味では、全く支援をしていないという意味ではなく、どちらかという積極的にやっているというふうに私たちは考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） では、これで寸又峡の関係の質問を終わらせていただきますが、今、本当に前向きに、一生懸命やっていただくということですので、ぜひお願いしたいと思ひま

す。

続きまして、私が先ほどこっちと3番のことを言ったんですが、私としては、町内に、大井川流域でも、私は大変リーダーが確実に育っているなと思っております。大鐵も1人の社長の交代で変わろうとしておりますし、町民も、鉄道が乗らなくても身近になってきている。また非常に沿線の行政と観光と、大変、社長は上手につき合っていて、また、今株主総会があると思いますが、いろいろな債務の関係も、数字も、ちょっと今、私手元にありませんが、少し軽くなってきているという中で、立派な一人のリーダー、そしてですね、川根高校の留学制度、長年同窓会がですが、力によって、町とか町民を動かして「奥流」というのを設立いたしました、今後、課題はあると思うんですが、やはり前進をしておりますので、これも名前云々じゃなくて、そこにもやっぱりリーダーがいると思います。

それと、教育界においても、町長が三顧の礼をとっていただいて、教育長をお迎えしたと思うんですが、キャリア教育を基盤とした、マスコミを含めて、県内外から注目されるRG授業、これは今年度も奥流にも大変貢献していますが、内輪の、町長も私もそうですが、やはり目に見えない、表現が余りうまく言えないんですが、私はリーダー不足だ、リーダー不足だといいいながら、大変出てきておると思います。

その中で、これから町長がですね、やはり合併10年後に、私はこのリーダー育成は大きな成果の結果だと思っております。だから、地区の懇談会とか各種団体の総会等で公言してもはばからんというのか、もっと大きく言っていただいてもいいんじゃないかと思っておりますので、何かの機会にはですね、私が思うのは、リーダーを育てる、その辺は私が思うわけですが、町長はどのように考えているか。考えているのかちょっとお伺いの、恐縮ですが。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたように、地域でリーダーというのが絶対に必要だと。それには、先ほどの話にもつながりますけれども、やはりマイスター制度的なものでリーダーを育成する、認めるということが大事だというふうに思っております。特に今、大井川鐵道の話が出ましたけれども、あれだけの、問題はありましたけれども、その中で社長が代わって決定した以降は、それぞれ地域の皆さんも少しの安心感を持ったということで、大変なサポーターズクラブもできましたし、大変応援をして、何とか大井川鐵道を盛り上げようという空気は以前より出たというふうに考えております。

それから、川根高校の関係の奥流の話、ございましたけれども、これにつきましても大変多くの皆さんに御理解をいただいて対応したということで、これでおしまいではないものですから、非常に大変ですが、今後引き続き、基本的に奥流というものが存続し、川根高校も存続するというような行政をやらなければいけないというふうに思っております。

それからもう一つ大事なものは、やはり特養の関係、これも増床をしていただく。待機者が非常に多い中で、そのような形で対応していただいたということ。やはり高等学校と、それから特養、医師の関係、医者ですね、診療所も含めて。それらが非常に基本的にはある程度

充実してきたなという感じはしております。これから大事なことは、それぞれの皆さんに町民がここに残っていただく、またはここで頑張っていていただくような協調体制をとることが重要だというふうに考えておりますので、議会の皆さんにも行政と一緒に頑張って対応方をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 一言には、うれしいです。

それで、次に質問をさせていただきます。

それこそ、これは先週私が経験したことなのですが、先週、近所の高齢でもう80、90近い方が運転もできなくなって、国民年金の生活者の方なのですが、熊本の義援金を届けてほしいということで預かって、役場を訪ねまして、そのときに募金箱に入れたら、女性職員が大きな声でありがとうございましたと、本当にさわやかな言葉でした。そのまま寄附したおじいさんにお話をした、たったこの一言が何にも代えられない受領書になった気がいたします。

また、この老人の方は、昔、山で日雇いをしておって、川根高校の同窓会の寄附の名簿を見たら、3人の子供の名前が載っていました。川根高校があったから、子供を出せられたよという話をいたしました。町長とか皆さんに、また行政、あるいは議員もそうですが、これから山間の小さな町がまちづくりをするには、こういう人たちが大勢で支えているということもありますので、これから総合計画も今、10年計画も立てている中に、当然人づくりは三本の柱にも、行政は計画の中に入れていただいておりますが、やはり町民に、これからお互いに厳しい世の中で、説明を頑張っていかなければならないと思いますので、もうちょっと、総合計画から実施計画に当たり、随分言葉もやわらかく、第2次の計画も立てていただいているんですが、これからのPRを言って、やっぱり行政と町民が身近だということを進めていただきたい、いい機会の例を今挙げましたが、今後ともそういうことの説明ということですね、私はよく言いますが、大事にしていきたいと思いますので、町長の考えとかね。これ一緒にしろというものもおかしいんですが、何かちょっと思うことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、冒頭で挨拶ができたということをお聞きして、非常にうれしく思っています。私は就任してからずっと、規律、礼節、時間厳守、この三原則は守ろうという話をいつも常々しております。それが今、野口議員からお話があったように、一言でもそのような対応ができたということを非常にうれしく思います。

その中で、今現在、行政ばかりでなくて、全体的に日本の国がコンピューターの人間が多くなったというような中で、基本的には、画面を見ていれば、それで仕事ができるという時代。やはり人と人との接触の中で、言葉を交わすことが非常に減ったという中で、人に対して優しさとか強さ、それを見据える言葉が出てこないというようなことがあり、また、少しの悩みについては、自分自身が心の中に入れてしまうと、とじ込んでしまうということが非

常に多いというふうに感じております。

そのような中で、これからは、以前、災害があると都会の人もきずな、きずなと言っておりますけれども、幸いこの川根本町には、きずなというのは延々と受け継がれているという思いがございますので、やはり言葉を交わして挨拶ができるということ、これは子供だけでなく、大人もそのような意識で対応することが必要と。それがまちづくりにも一つの大きな力になるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

やはり町民も町長も、議員の私もですね、少しでも、冒頭にもお話ししたように、町が少しでも住みやすくなるということで、日々みんなで考えていくという中の今の答弁は、大変私は貴重な大事な答弁に思いましたので、これからも私自身もそれを肝に銘じるまでいかないですが、やっぱり人に優しいというのはそこかなと思いますので、いろいろと前向きでやっていただきたいと思います。

最後になりますが、私が一番、このリーダーのことを言ったんですが、私の職業としている茶業、農業がですね、非常にリーダーが不足しているというのか、その日々の生活に追われている中、やはりいろいろな国・県、町からメニューはいっぱい、好条件のメニューはいっぱいいただいているんですが、食べる体力がないのか、食わず嫌いなのか、本当に私を含めて、年齢は余り考えずに、これから少しでも農業経営の中で所得を上げる努力ということをやっていくということの中で、産業課さんとか行政のいろいろ負担をかけるわけですが、とにかく困ったら相談ということをですね、どうも農家はできないです。町長も前に言ったんですが、6次化とか、あるいは出口があって農業になると。本当に、私はその辺をこれ、いつものパターンで意見的になるんですが、リーダーが育っていくというのは、自分たちの生活の原点の初歩的なところからいろいろ見直す中から、経営改善を先ほど言ったようにしていくということで。

私は、四、五年前に、話が飛びますけれども、産業課で農家の聞き取り調査をやっていたんです。その調査資料が眠っていると思われまして、それを閲覧させていただいて、個人の企画書、あるいは協働の企画、地域の企画の作成をですね、非常にあの資料は生きていくと思いますので、何とか、先ほども言ったように若いリーダーが自立、養成できるように力をかけてほしいもんですから、その資料をもう一度、再チェックして、それをわかりやすくまた農家に示していただければ、私はそこに大きなこれからのヒントがあると思いますので、ぜひお願いして、私の質問に代えさせていただきます。もし何か、課長でも結構です、これは町長が答弁ですが、お考えがあったら意見を述べて、答弁していただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のアンケートの件については、確認いたしましたら、以前、認定農

業者からもアンケートをとったということで、成島さんがいるところに対応したということでございますので、これはすぐ出ると思いますので、また見ていただければありがたいというふうに思います。

その中で、今言われました専門的な人をどうだこうだというのがありましたけれども、私はこのお茶に関して考えると、やはりもう少し異業種の交流をする必要があると。とかく生産を専門にやっている方は、販売のほうは上手ではないんです。下手だなと思うことは、私どもは特に感じます。こんないいお茶をどうして安く売なのかというのを常々感じておりました。それらの中で、やはり異業種交流をしながら、入り口と出口、両方とも対応できる、そのような組織も考えていく必要があるというふうに考えております。当然ながら専門家も必要ですが、それぞれの分野の専門家にもいろいろ指導していただくということも必要ではないかというふうに考えております。包み紙1枚にしても、対応が違うということだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

暫時休憩しまして、10時再開といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前10時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

22日公示で、18歳選挙権による初めての参議院選が始まりました。

昨年9月の集団的自衛権の行使を容認する安保法制、いわゆる戦争法の強行採決や、福島原発事故から5年を過ぎても放射能汚染は続き、いまだにふるさとを追われたままの多くの避難者や、子供の甲状腺がん増加など深刻な問題の解決のめどもないまま、老朽原発までも再稼働に道を開く安倍政権に批判の声が高まり、全国32ある小選挙区1人区のほぼ全てに野党統一候補が実現しました。かつてなく有権者の政党や政治家の真贋を見抜く目が問われております。

そのようなもと今回通告した項目は、川根本町の元気を取り戻したいとの思いから3件を選びました。

以下、通告に従い、質問します。

1 件目は、2 年後に迫った塩郷ダム、正式には15m以下は堰堤というのだそうですが、その水利権更新についてです。

これも水利権といいましても、実際に水利権があるのは川口ということなんですけれども、1、平成17年の田代ダム水利権更新では、大井川水利流量調整協議会を立ち上げて、1 滴の放流もされない期間もあったのを毎秒0.43から1.49 t の維持流量を実現し、更新期間30年を10年に短縮したことや、大井川の全流域にわたっての環境影響調査の継続などが実現しました。しかし、昨年12月末、10年目の初更新では、検証結果もほとんど報告されないまま現状維持で更新されましたが、ダム下流の放水量の上乗せや環境調査報告はどうなっているのか伺います。

2、塩郷ダムの水利権更新の協議はどうなっているのでしょうか。県、中電、流域自治体の協議状況をお伺いします。

3、大井川の河川整備計画、平成23年10月作成ですけれども、これには塩郷ダムによる大井川の自然環境影響をどのように位置づけているのか伺います。

4、前回の塩郷ダム更新時には、流域住民、議会による水返せ運動が取り組まれ、河原砂漠と言われていたダムの直下に夏場 5 t、冬場 3 t の維持流量が獲得されて、一筋の水を取り戻しました。しかし、今なお上流の河床は上がり続け、魚族の遡上はほとんどよみがえったとは言えない状況と聞いています。住民と共生できる河川管理が行われているとは到底言える状況ではありません。塩郷ダム撤去や、とりあえずは通年全開、恒常的な橋の建設などの課題をどのように考えておられるのか伺います。

2 件目の寸又地区の振興策と林業振興について伺います。

寸又峡は川根本町最北の地区であり、行きどまりや道路の問題もあり、宿泊客の減少、旅館の廃業が続き、このまま放置できない状況です。

1、今年はホタルが自然発生して大きな話題になり、テレビでもしばしば取り上げられ、大勢の人に癒しや感動をもたらしました。接叡や徳山、富沢などでホタルを育てている人たちを支援して、寸又峡でもホタル鑑賞ができるよう、新たな魅力づくりに取り組む考えはないか伺います。

2、木の駅事業の間伐促進を生かした木質ボイラーによるバイオマス発電と、廃熱利用による給湯を再度研究する考えはないか伺います。

3、当町は町面積の約 9 割を森林が占めており、景観だけでなく、きれいな空気やおいしい水、生物多様性など豊かな森林がもたらす財産ははかり知れません。しかし、輸入材に押された木材市場は、国産材の価格低迷を招き、林家を衰退させ、後継者不足や林業技術の継承を危機に追い込んでいます。ふるさとの魅力を守り、開発、発展させるためにも、需要が生まれつつある林業の取り組みが重要で、注目されている直交集成材 C L T の製造に向けて、研究検討を進める考えはないか伺います。

3 件目です。さらなる若者、子育て支援の拡充で人口を増やすまちづくりを求める、いわ

ばこれまでの質問の再挑戦です。

1、町営住宅、若者住宅、民間賃貸住宅の家賃補助を創設し、定住を促進につなげる考えはありませんか。

2、空き家の活用や補助の利用状況はどうでしょうか。

3、今年、子供連れで転入・転出された世帯数と子供の増減数を教えてください。

4、保育料や学校給食費の無料化をどのように協議してこられたのか伺います。

5、町の奨学金に給付制の創設や無利子・返済期間の延長がされれば、もっと利用者が増えて効果が出ると思うのですが、いかがでしょうか。

6、新婚さんを対象に赤ちゃんや子供との触れ合いが体験できる、仮称ですけれども、「新婚さんいっちゃーい」講座などを開設して、出産、育児への不安を解消し、自信や興味を持っていただく提案です。島田市や藤枝市、その他の市町でもいろいろな工夫を凝らした取り組みが進められていますが、当町でもたくさんの子育て支援策はとっていますけれども、ユニークな取り組みを進める考えはないか伺います。そして、どこよりも元気で前向きな子育てしやすい町だと町民に宣伝してもらえる町となるように、町長の前向きな答弁を期待しまして1回目の質問といたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問に対しましてお答えさせていただきます。

質問要旨1についてお答えをさせていただきます。

東京電力田代川第二発電所の水利権更新につきましては、鈴木議員が述べられたとおり、平成17年から10年が経過する平成27年12月末が水利権の期限となっております。更新に当たりましては、大井川流域の5市2町で構成する大井川の清流を守る研究協議会におきまして、平成27年9月に東京電力株式会社に対しまして河川維持流量については、平成17年に合意された流量を引き続き要望、ただし、冬季、12月6日から3月19日における発電施設維持のために必要な流量毎秒1.62m³については引き続き検証をしていただき、検証の結果、必要流量を下回った場合は、河川維持流量への追加放流を要望するということになっております。

更新期間につきましては、引き続き10年での更新を要望いたしました。水利権更新の協議につきましては、平成27年9月24日開催の第14回大井川水利流量調整協議会、事務局は県の交通基盤部河川砂防局におきまして協議をし、現在の河川維持流量、毎秒0.43から1.49tを維持する方針で合意をしております。東京電力が水量の少ない冬場の取水量の検証を行うことを前提とし、許可期限は平成37年までの10年間と確認いたしました。

また、ダム下流の放水量の上乗せにつきましては、中部電力株式会社のダム及び国土交通省長島ダムにつきましても、各ダムでの河川維持流量に田代ダムからの還元量を上乗せして放流されております。環境調査報告につきましては、モニタリング調査として平成18年度から22年度までの5年間実施し、その結果を平成24年2月開催の第13回大井川水利流量調整協

議会において報告され、検討した結果、魚類、景観調査で放流量を増やした効果が確認できたとされ、調査は完了となっております。

質問要旨2でございます。

過去平成19年3月29日、平成20年7月に中部電力株式会社の井川ダム、奥泉ダムが水利権更新を迎えるに当たり、川根本町長から中部電力株式会社へ大井川の河川環境を改善することを主眼に置き、川根本町として現在の大井川の発電用利水についての意見、要望として要望書を提出した経緯があります。

また、平成19年8月には当時、流域3市3町、御前崎市、牧之原市、島田市、吉田町、川根町、川根本町で構成されていた大井川の清流を守る研究協議会、会長、杉山嘉英川根本町長は、大井川の環境保全の推進に関する要望書を国・県に提出し、水利権の更新協議を円滑に進めるため自治体、利水者、発電事業者、河川管理者などによる早期の協議会設立を求めましたが、現在、協議会の設立に至っておりません。

塩郷堰堤の水利権更新に係る協議については、下流域における生活用水、農業用水、工業用水などの利水問題にも大きな影響を及ぼすことが懸念されておりますことから、慎重な姿勢が必要かと思えます。大井川の清流を守る研究協議会として必要に応じ対応していきたいというふうに考えております。

質問要旨3でございます。

大井川の管理区域は国と県の管理区域に分かれており、平成23年10月作成の大井川水系河川整備計画、作成は中部地方整備局でございます。国の管理区間のみの計画となっており、塩郷ダムによる大井川の自然環境影響などの位置づけについては掲載をされていない状況にあります。

質問要旨4でございます。

前回の塩郷ダム水利権更新時については、鈴木議員が述べられたように、流域住民、議会、行政も一丸となって取り組み、現在の維持流量となっております。

河川環境につきましては、平成25年度に島田土木事務所において大井川における流域住民アンケートを実施しております。結果の概要といたしましては、調査対象は島田市の一部と川根本町全域で1,000人を対象に実施、回答者数は741人、男女別ではほぼ半々の割合でございました。年齢別では50代以上の回答が73%以上となっております。

アンケート結果といたしましては、①水質・水量について、大井川水系の河川の水質は「普通」と感じている方が80%を超えており、水量については、流域住民の75%以上は「少ない」「やや少ない」と感じているとの結果が出ております。

②土砂管理では、土砂採取は大井川本川沿いのどの地域においても「大いに必要」「ある程度必要」の比率が80%を超えており、特に淙徳橋から上流について住民の66%が「大いに必要」と感じているという結果が出されており、大井川に対する流域住民の意識が高いことが確認されましたとの情報をいただいております。

塩郷堰堤の撤去、通年全開につきましては、塩郷堰堤においても川口発電所への取水を行っていることから、下流域における生活用水、農業用水、工業用水などの利水問題にも大きな影響を及ぼすことが懸念されておりますことから、慎重な姿勢が必要かと思えます。

恒常的な橋建設につきましては、現在、地名・石風呂間の昭和橋から上流の下泉橋までの約6.5km間の橋梁がなく、対岸への行き来には塩郷堰堤を利用しており、大型車両が通行できないなど有事の際の通行は大きなリスクをもたらし、住民の不安を募らせている状況であります。このようなことから、道路利用の利便性、安全性の向上を図るため、久野脇地区付近に2車線の橋梁新設を県に対して要望、提言をしている状況であります。

寸又地区の振興についてでございます。

寸又峡でもホテル観賞ができるように新たな魅力づくりに取り組んではどうかという提案に対しまして、実績のある富沢、最近では接岨においても、地域の中から自分たちでやろうという中で生まれたもので現在に至っているものと考えております。6月の梅雨のときは昔から客足がとまるとよく言われておりますが、それらの対策の一環としてホテル観賞も一つの手だてと考えますので、地区の皆さんから新たな活動が生まれましたら相談をさせていただきたいというふうに考えております。

林業振興でございます。

木の駅事業の取り組みが始まり、これまで放置されていた未利用材の活用が始まりました。この資源をより有効に活用すべく、木材利活用調査業務の補正予算を今議会で上程させていただきました。桑野山貯木場で仕分けられる木材と木の駅事業で集められる木材の有効利用を図るべく、今後、調査を進めてまいります。木質バイオマスとしての活用として、発電なのか、ボイラーなのか、また集成材の材料とするか、需要と供給を含め、調査の結果により、有効な木材利用を検討してまいりたいというふうに考えております。

さらなる若者・子育ての関係でございます。

さらなる若者・子育て支援の拡充で人口を増やすまちづくりということでございますが、昨年10月に川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定させていただきました。そこでは出生率の向上、社会移動に伴う人口流出の抑制、人口流入の促進の3つを視点として、若者層が当町に定着するための就労環境と就労機会の充実化を戦略的に促進をするということとしております。また、当町が持つ豊かな自然環境を含む地域資源を活用しながら、教育、子育てという未来を創造する投資に積極的に取り組むことで「笑顔で学び働き 幸せを感じながら 暮らせるまち」を創出していきたいと考えております。

なお、質問にありました個々の項目に関しましては、それぞれの担当課長より答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 住宅家賃補助につきましてお答えさせていただきます。

川根本町営住宅条例で規定しておりますように、町営住宅は低額所得者に賃貸するための住宅であります。収入によって家賃は異なりますが、家賃につきましては近傍同種の住宅家賃の額以下となっておりますので、家賃に対する補助につきましては検討はしておりません。ただし、入居者または同居者の収入や病気などの特別の事情がある場合におきましては、家賃の減額ができるように規定しております。

若者定住促進住宅は、その入居資格を満18歳以上、満38歳以下としておりますように、町内に定住を希望する若者を対象としております。収入の制限はありません。家賃は小学校以下のお子さんがあるかないかで異なりますが、一定の額となっております。入居される方の収入によりましては、町営住宅に入居していただいたほうが安価な家賃になることもあるかと思われます。特定公共賃貸住宅を含め、いずれの住宅も平成24年3月に作成いたしました川根本町営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な時期に、適切な修繕等を行うことにより、快適な住環境の提供に努めてまいります。

平成21年3月に作成いたしました川根本町住宅総合計画の中で、若者定住住宅の促進のための若者定住促進家賃補助を新規事業として計画しております。この内容は、子育て世帯が民間の賃貸住宅に居住する場合に、条件に応じて家賃の一部を補助しようとするものです。先ほど申し上げましたように、若者定住促進住宅への入居資格は満18歳以上、満38歳以下であり、満43歳になると退去していただくことになります。計画しております補助制度では、45歳以下で高校生以下のお子様を持たれる方を対象としております。補助後の家賃につきましては、若者定住促進住宅の家賃並みとしております。この制度はまだ検討するにとどまっております。

一方、本年度から取り組んでおります事業としましては、川根本町定住促進住宅建設事業補助金におきまして、子育て支援のための制度の拡充を図っております。具体的には、中学生以下のお様がいらっしゃる場合、3人を限度としてお子様1人当たり50万円を補助しております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、空き家活用補助の利用状況についてお答えをいたします。

空き家活用に関する補助制度につきましては、平成24年度に空き家情報登録制度「空き家バンク」の登録物件を対象とした空き家改修事業費補助金が制定され、平成25年度に1件、平成27年度に1件、合わせて2件の実績がございます。平成28年度は5月末現在で1件の申請を受け付けております。

なお、平成28年に要綱の改正を行いまして、これまで50万円を限度としていたものを、18歳未満の扶養親族のいる世帯に対して100万円を限度とする上乗せ要件を追加しまして、さらなる制度の活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問、今年、子供連れで転出・転入した世帯数と子供の数でございます。

本年1月から5月末日までの期間でございますけれども、子供連れ世帯の転出・転入数は、転出が6世帯、転入が11世帯、5世帯の増加でございます。子供の数でございますけれども、18歳未満の子供でございます。転出が24人、転入が29人ということで、5人の増加となっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 保育料の無料化についての御質問でございますが、御承知のとおり、町立保育園の保育料につきましては、町長の諮問を受けた川根本町立保育所運営委員会の答申により決定をしております。本年2月24日に開催をされました保育所運営委員会の協議において、自治体独自の支援策について御意見をいただいたということは伺っておりますが、平成28年度につきましては国の制度に沿った形で進めさせていただき、状況を見て検討するというところで、その会議の中で御了承されたというふうに伺っております。

この利用者負担額につきましては、当然、町立保育園2園のみならず、私立の保育園、私立の幼稚園もあわせて考えていかなければならないと思いますので、引き続き関係者と協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは、教育総務課から学校給食費の無料化についてお答えさせていただきます。

このことにつきましては、昨年10月22日と本年1月15日に開催の町の学校給食共同調理場運営委員会におきまして、会議のテーマの一つとして各委員の御意見を伺っております。その中で、委員からは様々な御意見をいただいておりますので、幾つか御紹介をさせていただきます。

無料化を子育てしやすい町にするための手段としたい。財政的に不安もある。給食などの衣食住に関する経費は保護者が負担すべきなどの賛否両論の御意見がありまして、各委員の考え方は様々でありました。

この学校給食費の軽減につきましては、町内の小・中学校の保護者の皆様に対する経済的な負担軽減につながるということは明白ではありますが、町外からの本町への移住者が増えるのではないかという政策的な観点からは、やや疑問が残るところであります。今後、この問題につきましては平成29年度の予算編成に向けまして、秋ごろまでに委員会としての意見をまとめていきたいと考えております。

続きまして、奨学金でありますけれども、町の奨学金に給付制の新たな創設や無利子、返

済期間の延長についてという検討でありますけれども、平成27年12月議会での答弁におきまして、「医師の資格を取る場合などで奨学金を免除にしている自治体の例もありますので、今後そのような場合における免除制度も検討することも必要だと考えております」という答弁をさせていただきました。このことは現在、具体的な検討はしておりませんが、例えば医師や看護師等の医療関係の資格取得のための奨学金の創設というのは、当然ながら教育委員会だけではなく、生活健康課や人材育成の観点から企画課等との連携による検討も必要となりますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。なお、同じように無利子、返済期間についても同様に検討したいと思います。

なお、参考までに静岡県教育委員会では、国公立を問わず高等学校等に在学する低所得者世帯に対し、授業料以外の教育費に充てるため返済の必要がない奨学金を支給する制度や、働きながら定時制や通信制の高校で学んでいる生徒を対象にした貸付金で、その高校を卒業すれば返還の必要がないという制度もありますので、それらの制度を利用することも可能であります。

これらの県の制度はある程度の要件を満たしていることが前提になりますけれども、これらの制度に関する詳細につきましては、県の教育委員会の高校教育課、あるいは県教育委員会のホームページをごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 引き続き、子育て体験講座についてでございますけれども、当町では平成26年に県の地域少子化対策事業を受けまして、中学・高校生が安全な妊娠・出産を学ぶための講座や、育児や出産の経験者による体験発表や懇談会、中・高生を対象に育児のボランティア体験等を開催しております。

また、平成27年度におきましては、町内の事業所に勤める独身男女に対し、妊娠適齢期や妊孕性といって妊娠のしやすさのことのようではありますが、などの出産に関する知識を学び、自分の将来について考える機会としての講座を開催いたしております。

今後も学校で行われる保育士体験や社会福祉協議会が実施する福祉教育等、様々な機会を通じて将来、町に残って結婚し、子供を産み育て、パートナーを思いやることのできる人づくりを目的に、若い世代に対し啓発してまいりたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） まず最初ですけれども、平成元年の塩郷ダム水利権更新時に県と住民、議会、行政が一致団結して取り組んだ水返せ運動で、中電を動かして河原砂漠と言われた無残な姿の塩郷堰堤下流に一筋の流れを取り戻しましたが、そのとき県と中電による各種の調印が行われ、次の更新を住民が10年と要望したのに対し、30年とする中電の求めを県と流域自治体首長さんが承認をしたということで、期間短縮については建設省に要望をその後繰り返しているということ、先ほどの御答弁の中にもありましたけれども、中電と流況の

改善について適当な時期に協議できるというふうな約束も交わされております。

平成17年の田代ダム更新時、元杉山町長はこの約束を多分使われて、更新を10年に短縮を実現させて、大井川全川における環境を守る調査の約束も取りつけましたけれども、塩郷ダムについてはまだ先ほどの答弁で協議はされていないということで、ぜひ早急にやらなくてはならないことだと思っているんですけれども、そういう協議のテーブルをつくるということについての話し合いは、流域の首長さんたちとやっておられるのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先ほどの町長の中にもありましたように、平成19年に大井川の利水者を含めた、発電者も含めた大井川全川での河川環境ということで、国・県にそういう協議会のテーブルを設けてもらいたいということで要望書を提出したという事実がございます。町独自で中電には要望等は出しておりますけれども、基本的には町が単独で県・国等に要望という形はちょっと考えられませんか、国・県のほうがまたこれからどういう形で調整をとっていくような形を、大井川の清流を守る研究協議会、そちらのほうではいろんな形で大井川全川のことで話をしておりますので、まずその中でも調整をするような形が一つの手段としてあるのではないかと考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 平成19年から今年でもう9年たっているわけですね。19年にやったけれども、そこでとまっているということでは、あと2年しかないという状況を見ると、やっぱり地元の自治体が働きかけを強めない、なかなか下流の首長さんたちには心を動かしてもらえないのかもしれないし、ぜひ積極的に協議をしようということで、改善を求める協議をしていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この関連につきましては、長島ダムの関連も実はあります。その中で長島ダムの関連につきましては、当然ながら町長としても、下流の皆さんにお願いするということは、水源地の環境整備を川根本町でやっているという中の対応をしているということです。これも減額の可能性があるというような話も聞いているものですから、それも含めて下流の皆さんにはお願いをするということが必要だというふうに考えておりますので、具体的にこれは進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 魚道をつくられて一度改修したんですけれども、魚が上がらないということで。その後、改修後の遡上の状況はどうなんでしょうか、効果は。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） その魚道の関係は新の漁業協同組合が対応しております。その中で私は確認していないのですが、以前は少し上るというような話を確認したということですが、きょう現在はちょっと確認してありません。これは今度、組合長が代わりまして、菌田さん

から鈴木捷博さんに代わったということなものですから、また確認して報告させていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 2番目の寸又峡地区へホテルをと先ほど質問したんですけれども、今年、ホテルの大発生で川根本町は話題になりました。接岨地区などは本当に素晴らしい景色を見ることができて感動の声が上がっていましたけれども、数年前から放置されていたビオトープの小川を長島勝さんなどが中心になって整備して、そして購入した幼虫と餌となるカワニナを放流してここ数年来たというのが、今年の大発生につながったのではないかとおっしゃってありました。

昨日、NHKで数回、朝・昼・夕と放送されて、数日前はときどきの池のホテルドームのこともテレビで放送されました。噂を聞いた人たちが日増しに大勢訪れるようになり、夢の世界のようなホテルの大乱舞に歓声を上げていました。夜しか見ることができないホテルだからこそ、この幻想的な明かりを寸又峡温泉にも取り入れることができれば、誘客拡大にも結びつけることができるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 全国のホテルの大会を今年やればよかったな、去年は少し早かったのかな、天気も悪かったしということを、実はたくさんのお金を使ったものですから少し残念でなりません。しかし、そのときには、接岨があのよう形で大乱舞するというような想像は私どもはしていなかったということがあったものですから、北陸へ行って、現地を見て、川根本町でもできるよという判断をしたということだったです。

その中で、今言われました場所以外にも昔はいたけれども、今現在はなかなか管理ができていないといいいましょ、河川がいろいろ改良され過ぎてしまったということもあるものですから、いなくなったというところもあるようです。ですので、寸又の場合は後ほど担当課長に調査して調べたようですから、カジカ沢というのが非常に荒れて、なかなか大変だということをお聞きしております。その辺も含めて、できるものは対応していくということでやる必要があると思いますし、あれだけの接岨のホテルを見れば、誰しものが川根本町全体をホテルのまちにしたいなと思うのは当然かと思しますので、寸又につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 寸又峡にホテルをという御提案をいただきまして、地域の名がぱっとう頭をめぐらしたわけなんですけれども、一番メインでございます大間沢、バス停の裏の横に沢があるんですけれども、そちらにつきましてはちょっと水がれをする場合がありますので、ちょっとホテルには不向きかなというふうに思っております。また、いやしの里の補助金を使いました元テニスコートのところに公園がございますが、そこはひょっとしたら可能性があるかとは思いました。

いずれにしても、ときども富沢も、接岨につきましても地域の方々が積極的にホテルを育てたいという強い意志の中でやってまいりましたので、町としてもそういった補助金を用意してあると、自主的にやった場合は活動費として支援している場合もございますので、そういったものを寸又の組合の方にお話しさせていただきまして、自分たちの考えでどうだろうというふうにアドバイスをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 何か補助金があるようなことを今、課長はおっしゃられたんですけども、ホテルが観賞できるようにするためには、やはりこれは観光に使うとなると沢が荒れたり、水がかれたりという、そういう自然の変化にも対応できるように、徳山のときどんの池みたいなそういう施設をつくって、本当に身近にホテルがさわれて、見られて、そういうことも考えるのも大事ではないかと思うんです。現に、養殖をして小学生なんかには幼虫を育てていただいて放流会をやったりして、本当に子供たちが小さい命を守って、育てて、飛んだよという感動を経験している、とても大事なことだと思うんですね。

だけれども、そういうことをするためにはやはりお金がかかるわけなんですよ。そんなに大きなお金ではないですけども、かつて富沢地区では毎年30万円ほどの補助金が出されていて、幼虫、カワニナなどを養殖して富沢のホテルの里にたくさんホテルを飛ばして、いろんな人たちが見に来てくれていたと。今は補助金がなくなってしまって、本当に地域の人たちが労力もお金も出し合って細々と続けているんだよということで、とても御苦労されているという話も聞いています。

昨年は、先ほど町長も言われたように、全国ホテル大会を当町で開いたことでたくさんのお金を使って、今年だったらいいのに残念だったとおっしゃられましたけれども、もしかしたら昨年のホテル大会、全国大会を開いたことで、やはりホテルを育てたいという団体の方々が一生懸命に厳しい条件の中でも幼虫を買ってきたり、餌を買ってきたり、いろいろなことをしてたくさんホテルが飛ぶような状況をつくっているということもあるのではないかと思います、見せたいという。だから、決して私は早過ぎたとは思いません。今年、あんなにたくさん飛んだということは、本当にこれまでの積み重ねがもたらした大きな成果だと思っています。

それで、お金がかかるということでは、やはり皆さん会費も払っているんですよ、自分たちでも。徳山なんかでは町民の人たちにも会費を出していただいています。そうやって、草刈りも区のほうで、当番で区民全員が草刈りに出るようにしています。そういう団体の人と地元の人たちの協力、連携があつてこそ続いているんだと思うんですけども、皆さん高齢化してきていますし、後継者をつくるためにも、全く何もないと本当につながっていかないのではないかとこのことをとても心配しているんです。

だから、富沢のほうからもある方から電話があつたんですけども、30万円復活してと、

多津枝さん、何かホタルのことを言ってくれるそうだけれども、町長さんに頼んでよと言われました。本当に言われました。私はそういう補助金が復活されれば、もっとその方たち、ほかにも団体があるのかもしれませんが、そういう人たちが、地域の人たちが小さな命のホタルの明かりに引きつけられて、いろいろなまちづくりに参加してくるのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、言われなかったんですが、沢間の橋の下、旧の本川根ですが、そこでホタルを見ることができます。それは高橋煌君という人が対応している。それは自分でおとり屋さんもやっている、水が湧き出るところだものですからやっていて、大変な量のホタルが出ている。それから、亡くなりましたけど市川昌美さんが自宅の周辺をきれいにしたというか、水車小屋をつくってまで対応したということも承知をしております。その後、余りそこからは出ていないという報告も受けておりますし、現地を見ましたけれども出ていないと。

私は、今言われたことで大事なことは、ときどきの橋本務さん、大変な御高齢ですが、元気に一生懸命にあちこちへ指導しながら対応しているということが、生きがいにつながっているなということを痛切に感じております。私は言葉は大変きついことを言われておりますけれども、やはりあのように一生懸命にやる方に町として応援するのは必要だろうと。これが先ほど野口議員さんが言いましたマイスター制度、当然ながらホタルの関係においては橋本務さんあたりはリーダーシップを発揮していただいたし、全国の大会もやっていただいたということがあるものですから、やはりリーダーとして認めるべきだろうというふうに思っております。

そのようなことで補助金が全てとは思っておりませんが、生きがいと補助金が有効に使えれば、これ以上のことはないなと思っておりますので、生きがいを持って補助金に対応することで御理解いただければ、高額にはならないと思いますけれども、そういう対応も接岨のホタルを見るとそういう気持ちになるのかなというふうに思っておりますので、多くの皆さんにあの感激を味わっていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 寸又にバイオマス発電をというのをまた再挑戦させていただきましたが、以前、グリーン発電会津を議会で視察し、寸又の活性化策と林業の活性、地域雇用の促進、また資源循環型社会のモデル地域として、その10分の1ぐらいの施設を試算して提案したわけですが、原料の間伐材の確保が困難だということの答弁で終わってしまいました。

昨年からはまった木の駅事業は、2mに切りそろえた間伐材を貯木場まで持ち込めば、実行委員会でトン6,000円の地域通貨「ダラ券」を支払い、島田の特種東海製紙のチップ材としてトン3,000円で販売され、町などからトン3,000円の補助金を受けられるという仕組みに

なっていますけれども、それで林業家に連携と活力、未来のことにも夢を持つ、そういう第一歩が踏み出されました。今後の継続、発展が大いに期待される場所ですけれども、さらに現場でチップにして寸又のボイラーに使える、2 mに切りそろえる必要もなく、燃料としてより多くの需要を生み、大勢ではないでしょうけれども雇用も生み出すことにつながると思いますが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 御提案されたようにチップがいいのか、まきがいいのか、そこら辺もあわせてこれから調査をして、この町にどのぐらいの材があるのか、こういった使い方があるのかというのを調査させていただきたいということで、調査費用を今回お願いしたわけで、これからその中身を詰めていきたいということでございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 調査ということが野口議員の答弁にも多かったわけですが、これから検討、これから調査ということで。本当に待ったなしのこともたくさんあるわけなんです。今年度の調査費用が500万円ついたということでは、それは必ず進むであろうということでは、早くやってほしいなと心から思います。

そこで、参考までにですけれども、グリーン発電会津ではトン7,500円足す運搬費3,000円の1万500円で材を購入しているそうです。そして、県は未利用材にトン1,700円の流通補助を行い、市もトン当たり1,500円の補助を検討中とのことで、売電価格が未利用材32円、一般材24円、リサイクル廃材13円と燃やす原料によって違うわけですが、売電価格は未利用材を乾燥させた木質バイオマスチップとして調達するコストで計算されているということで、トン当たり1万2,000円で購入してつり合う価格になっていて、またその売電価格は20年間保障されるということで、私は本当に大いに前向きに取り組むべき事業ではないかと思っています。

そしてその上、バイオマス発電は設備補助金や流通補助、国などがあるわけですが、それと間伐補助なども国や県、自治体などでついていますし、有利なビジネスだと言われているものです。グリーン発電会社は年6万tの燃料材を使って5,700kW、1万世帯分を推計で、これは私の勝手な推計なんですけれども、多分32円で計算すると16億円ぐらいの売電収入になるのではないかと思いますけれども、この100分の1でも1,600万円の売電収入となり、温排水は温泉の重油節減に利用できますし、温泉やホテルドームなどにも利用できて、そのことで誘客につながるという一石何鳥とも言える、期待できる事業ではないかと思いますが、本当に積極的に調査研究、取り組みができますようお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） それらも含めて、実は昨年、藤枝市で同様の調査をしまして、その施設を入れて、そこは売電ではないのですが給湯で、何年でその差額のもとをとるという

ような調査報告まで出ていますので、そこら辺も含めて、寸又峡がいいのか、白沢温泉がいいのか、どの程度の規模なのかを含めた調査を行っていきたいと思っています。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それに関連しまして、製材もどうしても加工できるぐらいの場所が必要だという思いもあるものですから、それらも具体的に進めていきたいというふうに、改めてここでお答えさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今、後藤課長が白沢温泉もと言われましたけれども、私はまず寸又をやるべきだと思うんです。もう本当に待ったなしの状態だと思うんですよ、寸又は。先ほど町長が言われたように、三十数軒あった旅館がもう7軒しか営業できない。本当にこれはこの町の一番の魅力の場所だったはずですよ。

私は大阪に住んでいるとき塚本駅というのがありまして、そこに階段を下りると真正面に寸又の夢のつり橋の大きなポスターが貼ってありました。毎日それを見て通ったんですけども、まさかその地元に私が住めるようになるなんて思ってもいなかったんですけども、そこが衰退をして、もしこのままにしていたら、もう取り戻すことはできなくなるかもしれない。またもしかしたら若い人たちが新たな方法を見つけるかもしれませんけれども、ぜひ町としてもう絶対に手放さないぞという姿勢を示していただきたいと思うんです。白沢も大事でしょうけれども、まずは寸又に力を入れていただきたい。

それで人が、お客さんが来るようになれば、あの道路の改修だって県は放ってはおけないと思うんですよ。要望もさらに加速していくし、ぜひ幾つもの効果が期待される寸又の観光振興、それを木材活用とか、先ほど言いました夜しか見られないホテルとかをあわせて、本気で早急に取り組む体制を、寸又の人たちとも話し合いを積極的に進めてやっていただきたいと思います。寸又の人たちは旅館をされているからお忙しいでしょうから、お前たちがやれよと投げられたのではなかなかできないと思うんですよ。町もこれだけの支援をするよという、本当に寸又をほってはおけないんだよという覚悟を示していただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の話で実は温泉の関係、源泉は43度です。それから約4kmを引湯しますと1km1度下がるということで、あとわずかの量の温度が上がれば、燃料費はかからないという状況なんです。それで、運よく平成12、13年からでしょうか、温泉の引湯管の修理は毎年毎年継続してやっていただいて対応ができていくということなものですから、源泉はそれなりに全部寸又に来ていると。そこで、集中管理をどうするかという中の燃料としてバイオマスをやったらどうだろうかとこの話は、具体的に進めていくことができると思います。

しかしながら、その原料を、材料をどうやってやるかというのが、今、担当課長から言ったように、チップがいいのか、まきがいいのか、どのような形がいいだろうかとこののを研

究しなければならないということで御理解いただければ、結果的にはそういう方向性は見えてくるというふうに思っております。

燃料代がばかにならないということを十分承知しておるものですから、その辺も含めて対応ができるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 寸又は一つ魅力をつくれればいいという状況ではなくて、子育て支援なんかと同じですけれども、やれること、考えられること、あらゆることを前向きに検討していただきたいと思います。

それで、CLT直交集成材についてですけれども、これも500万円の調査の中に入っているのかもしれないんですけれども、直交集成材の建築方法について5月15日の静新に改正建築基準法が今春施行されたことや、国土交通省の実験で地震への耐性証明がされて、四、五階建て以上のビルにも鉄筋コンクリートと同様の強度で建設できるとして、林業界で注文を集めており、改正法の施行で国産材の需要拡大に弾みがつくと期待が高まっていることが載っていました。また、国内でのCLT生産体制がまだ十分ではなくて、国内需要もまだ建築実績が50棟ほどしかないということも、そこには載っていました。

しかし、日本CLT協会によると、CLTは大きな面として利用できる上、コンクリートよりも軽いので施工が容易で、工期短縮が見込まれるということで、今後の需要拡大の可能性や生産できる工場の必要性が示されていました。4月時点で国内でCLTの生産が可能な工場は3工場しかなく、加工できる工場は5工場しかないということで、国産材の需要拡大には加工機器を動かすシステムを開発し、量産体制を整備する必要があるということです。

まだまだその機械については研究しなければならないという部分もあるそうですけれども、やるよといってすぐに始まるわけではないので、ぜひそういうことに対して自分の町もやる気があるよという、手を挙げることによって国のほうにも注目をさせるという、そういう前向きな姿勢も私は必要ではないかと思うんです。

2020年の東京オリンピックに向けて、全国で国産材の利用促進が活発になっているということで、町長が言われた製材所をつくっても、またそれも新たな利活用が進むのではないかと思いますし、今後、持続的な業界発展の手段としてCLTは有効な手段であり、国などの補助も活用するなどして、当町でも調査研究をぜひしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 直交集成板の工場が島田市の初倉にあります。そこはJパネルという製品をつくっておりますので、既にありますので本町としては山元ということで、この材の提供ということで、それも含めた調査で、この直交集成材の材料となるような搬出の方法も検討していきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3番目の再質問ですけれども、国が今年度より所得が360万円以下の世帯の保育料を2人目半額、3人目以降無料としまして、当町でもその方針にのっとって保育所運営委員会で国の方針どおりの保育料を設定したわけですが、町として、せっかく国がそうやって力を入れている子育て支援策について、町は何も上乗せをしないということで、保育所運営委員会でも町の上乗せ、あるいは上乗せして保育料軽減とか無料化とかいう要望も出ました。保育所運営委員会は決して全員一致で今の保育料を認めたわけではなくて、1人多かったという状態で可決されて、女性の方はぜひ上乗せしてほしい、もし蘭田議員が入っていたら多分そっちに賛成、私たちと同じ意見になっていたのではないかと、私は本当に残念なんですけれども、ぜひ今後、町の上乗せ軽減をしてほしいと思うんですけれども、検討していただけるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） いずれにしても、先ほども申し上げましたとおり、保育所、保育園だけではございませんので、幼稚園の利用料のことも含めて、今後、各委員の方にお話を伺いながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 奨学金のことですけれども、先ほどもちょっと課長さんが言われましたけれども、県が行っている医学生向け奨学金は、県内に勤務すれば返済を全額免除するというふうにされています。県内病院に勤務する医師は前年比30人増の140人となって、導入から今年10年目で、今後、毎年40人程度の新規勤務医が見込まれるなど効果を上げているというふうに報道されました。返済期間が県の場合は9年ということで、これでは短過ぎるという意見が出ているということで、見直しも検討されているというふうに聞いています。

当町も町独自の奨学金を設けている本当に数少ない町だと思います。せっかくそういう子育て支援をしている町ですから、町の魅力発信のためにも対応額の引き上げや、町へ戻った若者への返済免除の創設、それから卒業後5年間以内で返済せよという返済期間の短いこと、これもぜひ見直ししていただきたい。そういう取り組みを検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 先ほどお答えしたのは、私のほうからは県の医学のほうではなくて高等学校の件でございました。

うちのほうの奨学金につきましては、ただいま鈴木議員さんが言われたとおりの内容でありますけれども、そこら辺は先ほども言いましたけれども、これが高校、大学への進学だけではなくて、いろんな形の人材育成という面も考えますと先ほどのお答えどおりになりますけれども、いろんな課とも連携しながら今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 人材育成という観点から前向きに検討するということですか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） そうですね。

例えば、大学に行かれた方が町に戻ってきた場合にどうするのかということも含めて、検討をさせていただければと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 6月10日付の新聞に、藤枝市が始めた妊娠・出産包括支援事業というのが紹介されていました。先輩ママや赤ちゃんに出会って話を聞いたり、体験して妊婦の不安解消を図る赤ちゃん講座を年4回開くことや、保健師さんなどが妊婦一人一人と面接して健康状態や養育環境などを把握して、支援が必要な妊婦さんへのきめ細かなサポートを行うとのことで、当町でも少ない妊婦さんを励まし、また子育てに希望が持てるよう新婚早々から、私は妊婦さんだけではなくて御主人も一緒に夫婦で参加できる講座、喜びも、期待も、そのほうが大きくなると思いますので、ぜひ可能なら夫婦で参加できるような講座の開設を望むんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 鈴木議員が今おっしゃられたのは、藤枝市におきまして子育て世代包括支援センターを設立したということとの関連と思います。当町におきましてはもう御存じのとおり、妊娠されているお母さん、御両親を対象にしたマタニティスクールであったり、ふれあいママ教室等の講座を開催しております。それにつきましては、引き続き開催していきたいというふうに考えてございます。

それから、妊娠から子育て期、各ステージで当町で行っている事業でございますけれども、鈴木議員がおっしゃったように出生者数も少ないということで、それぞれ子育て世代包括センターで行っているような事業でございますけれども、妊娠届を出すお母さんの直接面談であったり、妊婦健康診査、母親学級等の保健指導、出産直後であると乳幼児健康診査、新生児訪問等による保健指導、生後4カ月までの乳児のいる御家庭に乳児家庭全戸訪問、子育て期のお子さんにつきましては、子育て中の親子が相互交流を行う場所、子育て支援センター、それから認定こども園、幼稚園、保育所等の家庭的保育事業の利用のあっせんであったり、これはあってはならないんですけれども、児童虐待の発生予防とか、早期発見のための要保護児童等対策地域協議会等の支援を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当にたくさんの支援をしているんですけれども、なかなかそれが町民の人たちにすごい町だよというふうに評価されにくい、あるいは数が少ないからかもしれないけれども、今年はこれをやるよという新しい事業が生まれれば、きっとそれは話題になっていくと思うんです。ぜひ今年、今までやっているのはこういうことがあるけれど

も、今年はさらにこういうふうによくしていくよと、サービスが充実されるよという発信をするためにも、御夫婦でというのをやっていないと思うんですよ、新婚さん御夫婦でというのは。ぜひそういうのを検討していただきたいんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 先ほどの答弁でもさせていただいたんですけれども、妊娠期のお母さんに対するマタニティースクールでございますけれども、これは御両親で参加していただくことも可能でございますので、引き続き行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） やっぱりちょっと消極的なんですね。夫婦でマタニティースクールに参加するというのもいいですけれども、ぜひ赤ちゃんをさわってみて、実際にいらっしゃるお母さんたちと一緒に交流を、赤ちゃんを育てている人たちと夫婦で交流して体験できる場がつかれないか。そのことが新婚さんたちの出産の不安、子育ての不安、あるいは期待を膨らませていくと思いますので、ぜひそういうことを検討していただきたいと思います。

それで、最後になって大きなところを落としますけれども、子供の医療費無料化の高校卒業までを、県内で今増えたかもしれませんけれども、3市町が行っているということで、県のデータがあるんですけれども、その県のデータを見ると川根本町は中学3年生までになっているんです。担当の課長さんもお話をしましたので、これはもったいない話ではないかと。1市1町ですか、しか高校3年生までになっていないんですよ。それが本当にこんなすばらしいことをやっていて、若い人たちは見ると思うんですよ、そういうデータを。そうすると、償還払いということで高校3年生まで無料化を実施している町としては認定されないで、中学3年生までしかやっていない町になっている。私はやっぱり……

○議長（太田侑孝君） 鈴木さん、時間が来ていますので短くしてください。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

ぜひもっと子育てしやすい町に取り組んでいるよと、そういう熱意を持って皆さん一緒になって進んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 今、鈴木議員がおっしゃられましたように、県のホームページでは2町のみということでございますけれども、これにつきましてはその2町が現物給付を行っている町、うちの場合は償還払いということで、償還払いはその表に入らないということで中学生までということになってございます。

現物給付をするに際しましては、国はその現物給付で独自に子供の医療費を助成している場合は、市町村国保の国庫負担金を減額するというペナルティーを現在のところ設けてございます。これにつきましても、6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランで見直し

を検討して、年末までに結論を得るということでございます。当町におきましても、現物給付につきまして検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思っております。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は11時20分から開始とします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番、中澤莊也君、発言を許します。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、静岡県が推進しているふじのくに型福祉サービスの推進は。“ぬくもりとふれあい”だれもが健やかに暮らせるふるさとづくりについてであります。

最初に、ふじのくに型福祉サービスの推進について伺います。

年齢や障害の有無にかかわらず、制度や窓口の垣根を超えて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにと、平成22年度から県が進めておりますふじのくに型福祉サービスを我が町において推進していく上での障害となっている問題点や課題、現在の取り組み状況等について、以下のことを伺います。

まず、1つ目の質問であります、ふじのくに型サービス基準該当を実施する事業所がないという現状、課題にどのように対応しているのかを伺います。

2つ目の質問として、地域における垣根のない居場所づくりへの取り組みについて伺います。

3つ目の質問として、障害者総合支援法に基づく障害のある人や障害のある児童等の短期入所の実態等について伺います。

次に、総合計画の健康福祉の分野におけるまちづくりの指針として取り上げられている「“ぬくもりとふれあい”だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり」の具現化のためには、就労継続支援B型事業所の運営状況の改善や通所者の居住環境等の整備が大きな鍵になってくるものと考え、以下のことについて質問を行います。

最初の質問として、障害を持っている人たちの自立支援を促進するために、町社会福祉協議会に管理運営が委託されている就労継続支援B型事業所の現状と課題について。

2つ目の質問として、川根本町地域福祉計画の中で、「障がい児・者がいきいき暮らすまち」の施策として取り上げられている就労雇用への基盤づくりへの取り組みとして、授産製品を広く町のホームページ等で情報を提供するなど、販路の拡大を支援しますとうたわれています。また、障害福祉計画においては見込み量の確保のために方策として、町の事業所等において展示場所等をつくって、そういう作品を展示していくというようなことがうたわれていますので、その関連について伺わせていただきます。就労継続支援B型事業所通所者等の作品の展示販売等への支援の状況について伺います。

3つ目の質問として、福祉施設等からの物品の購入を優先的に行うように定められた障害者優先調達推進法への我が町川根本町の取り組みの状況について伺います。

4つ目の質問として、通所者を取り巻く生活環境等の変化により、この地で暮らすことを断念し、他町の障害者支援施設等での生活を余儀なくされている人たちが、今後増えてくるものと思われます。このような流れをくいとめるためには、通所者への居住支援が欠かせない町の施策となると考え、就労継続支援B型事業所への通所者等が、この地で安心・安全に自分らしく夢と希望を持って暮らしていけることができるような居住支援について、現状を考察する中で、町の考え方、今後の取り組み等について伺います。

最後に、平成23年3月に発生した東日本大震災や、平成28年4月に発生し今も多く避難所での生活を余儀なくされている人たちがいる熊本地震において、災害時要援護者の支援や避難所の確保、避難所における生活支援等が大きな問題であったことは記憶に新しいところであります。本町の地域防災計画においても、防災担当局と福祉担当局の連携のもと、社会福祉協議会等の福祉関係団体と協力し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、災害時要援護者の避難体制の整備をするものとうたわれています。そこで、災害時要援護者の支援体制の整備状況や、避難誘導、避難所における生活支援等についての考え方等について伺います。

町当局からの具体的かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のふじのくに型サービスについてでございます。これは高齢者のデイサービスや特別養護老人ホームで、障害のある人や子供たちを受け入れ、一緒に過ごす共生型福祉施設を推進するもので、富山県を発祥に全国に広がった富山型デイサービスを基本としており、静岡県ではふじのくに型と言われております。

福祉施設の少ない当町におきましては有効な手段と考え、障害のある人の受け入れができる基準該当をとっていただくよう、本年2月23日にあかいしの郷、小規模まつおか、社会福祉協議会等の介護事業所の参加をいただき、説明会を実施いたしました。しかし、高齢者の

多い当町におきましては、高齢者の施設は常に待機者がいる状態であるため、基準該当をとってまで障害のある人の受け入れをする法人は少なく、結果的に障害のある人は町外の施設へ行かざるを得ないというのが現状でございます。引き続き町内に限らず近隣の事業所に対しても、障害のある人の受け入れをお願いしていきたいと考えております。

次に、地域における垣根のない居場所づくりへの取り組みについてでございますが、現在、直営の地域包括支援センターや社会福祉協議会が中心となって、地域での居場所づくりが進められております。地域のボランティアさんを中心に、現在、創造と生きがいの湯、生活改善センター、瀬平地区、梅高地区、徳山地区の5カ所に居場所が立ち上がっております。御承知のとおり、この居場所は誰でも参加できるものでございますが、現状、障害のある人の参加が少ないため、今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

障害者総合支援法に基づく障害のある人や障害のある児童等の短期入所の実態についてでございますが、平成27年度の実績で短期入所の利用者は8名で、うち児童が3名となっております。御承知のとおり、町内に障害の施設としては、就労継続支援B型事業所という日中活動の支援しかないため、短期入所について現状では静岡、島田、藤枝の施設を利用させていただいております。引き続き今後の訪問系や居住系サービスのあり方とあわせて、関係機関と協議をしてみたいと考えております。

次に、“ぬくもりとふれあい”だれもが健やかに暮らせるふるさとづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、就労継続支援B型事業所の現状と課題ですが、御承知のとおり、町内にはみどりの丘、みどりの丘えまつの2カ所がございます。本年4月の利用者は、みどりの丘が11人（225人日）、えまつが12人（205人日）となっております。課題としては、利用者の高齢化による退所と新規利用者の減少等が挙げられます。潜在的なニーズはあると思いますので、適切な利用に向けて、今後も関係機関と協議をしてみたいと思っております。

次に、就労継続支援B型事業所通所者の作品展示販売等への支援についての御質問でございます。現在、音戯の郷の売店や四季の里等に物品を置いてありますが、役場庁舎や支所には置いてありません。御要望があれば、町民ギャラリー等、場所の提供は可能というふうに考えております。また、NPO法人オールしずおかベストコミュニティ（県委託事業所）において福祉事業所の展示や紹介、ウェブカタログなどでの販売をしておりますので、そうしたところを利用されるのも一つの方法かと考えております。

3点目、障害者優先調達推進法への対応についてでございますが、障害者の経済的な自立を促すため平成25年4月に施行され、国や地方自治体に対し、障害者就労施設などへ物品や業務を優先的、積極的に発注する努力を求めています。現在、当町では物品として総務課で表彰状の額縁や雑巾、役務としては音戯の郷での聴診器の消毒作業をお願いしております。また、昨年11月の予算編成時には、障害者就労施設から積極的に物品、役務を調達するよう各課に呼びかけたところでございます。

4 点目、就労継続支援 B 型事業所への通所者等が、この地で安全・安心に、そして自分らしく夢と希望を持って暮らしていける居住支援についてでございますが、この自分らしく夢と希望を持って暮らすことは、障害の有無にかかわらず、全ての人の願いであろうと思います。そうした中でも、障害のある人が親亡き後に入所しか残された道がないということではなく、この町に住み続けられるよう住環境をはじめ、居宅での介護、外出支援等、縦割りの施策を串刺しにした支援が必要だというふうに考えております。

5 点目でございます。災害時要援護者の支援体制の整備についてでございます。平成25年の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」と言われていた名称が「要配慮者」と「避難行動要支援者」に改められ、あわせて市町村長は要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけされています。当町におきましても、川根本町地域防災計画に基づき、民生委員さんを通じ避難行動要支援者名簿を作成し、現在、登録者は588名となっております。有事の際、町の対応には限界があり、避難誘導や一次避難はやはり身近な地域の皆さんの御協力をいただくことが多いと考えます。その中で、地域の避難所での対応が難しい場合には、準備が整った段階で町内 5 カ所に設置予定の福祉避難所へ移動をしていただく予定になっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ふじのくに型サービスの基準該当を実施する事業所がないので、現状として県、町外の施設を利用されている障害を持たれた方が多いということですが、私はふじのくに型の福祉サービスのガイドブックというのをいただいてあるわけですが、その中で先ほど介護の方、高齢者の介護が優先であるという、そのような説明もございましたが、あかいしの郷については短期の入所を空所があった場合は受け入れていくということで、福祉サービスの展開ということで載せてありますが、施設長に聞いてもなかなか介護の待機者が多くて、障害者の方まで対応できないという現状があるようですが、町のほうではそのような現状をどう捉え、今後、どういうふうに改善していこうとしているのか、まず伺います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） ただいまの御質問でございますが、先ほどもお話を申し上げましたとおり、町長の答弁でもございましたが、現状で先般も一つお願いをしたいケースがございまして、あかいしの郷さんのほうに御相談を申し上げたんですけれども、なかなか現状だと難しいというお話を頂戴いたしました。

これからほかの事業者さんもあわせてお願いをまた改めてさせていただくしか、現状でいくとどうしても強制的にやってくれというものでもございませんので、その基準該当をとっていただくということから始めないといけないので、そういった形でお願いしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり行政の大きな課題だと思うんですね。先ほども答弁の中で言われていましたように、施設に入所することだけを考えるのではなくて、今までと同じような形で地域で自分らしく暮らしていく、そういうことが必要であるという答弁がございました。ですので、法人とかそういう事業所に頼るだけではなくて、町の施策の中で今後そういう方が多分多くなってくるし、その人たちは悲痛な声として、例えばB型の事業所に通所しながら、今までと同じような形でこの地域で暮らしたいという思いがあるわけですね。だから、そういうものを形にしていく必要というのは、やはり行政に求められているものだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 御指摘のとおりでございますし、地域で障害があろうがなかろうが、この地域で暮らし続けたいというお気持ちは十分尊重すべき話だと思います。先ほどふじのくに型をお願いをしてまいりますというお話をしましたのは、あくまでもそちらに入所していただくということが前提ではございませんので、何かあったときにちょっと何日間か泊まれる体制をつくっていただきたいということでお願いをしてまいりますという意味合いでございますので、あくまでもこの町で、もしくは自分のお宅で住んでいただくというのが基本になろうかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） その辺ですが、例えば先ほど障害を持たれている方が高齢化されて、それによって退所されていらっしゃるという現実と、その人たちを取り巻く生活環境というのは年々厳しくなっていると思うんですね。例えば片親で両親とその方が暮らしていて、両親が亡くなった場合、なかなか日常生活支援というのが得られないわけですね。そういうものがなかったら、その人たちはこの地で同じような生活はできないわけじゃないですか。ですので、そういうものも日常支援というのが必ず必要になってくる、やらねばならないことだと思うんですけれども、その辺についてもう一度伺います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それこそ日常生活を送っていくのに、障害のある方がこの町で暮らしていくためにとりあえず必要なものは、やはり介護の問題と、それから移動の保障だと私は考えております。そういったものを充実していくためにも、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、いろんな縦割りのものを横の連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） これから少子高齢化に伴って必ず大きな問題として、町の課題としてなってきますので、今、課長の前向きな答弁がございましたので期待をして、まず1点目の再質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、地域における垣根のない居場所、これはふじのくに型の中でいろいろカフェなんかをつくられて、個人とかNPOの方がいろいろやっていたらいいわけです。その中で私がお聞きしたいのは、今、休園中であります地名保育所の有効利用ということで考えられることだと思うんですが、今、月に2回、子育て支援の施設として使われていた。以前の課長の答弁の中で、子ども・子育て支援新制度のそういう場所として必要な施設であるという、保育所運営委員会からの答申も多分出ていると思うんですが、その中で子供と高齢者が触れ合う中で生きがいがつくり、高齢者の生きがい、子供の見守り、そういうようなもので保育所の中にその子ども・子育ての機能と高齢者の居場所づくりというのが、今の制度としてできるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） ただいま休園中の地名保育園でございますが、地名保育園につきましては御承知のとおり、保育所運営委員会もしくは子ども・子育て会議の中で、児童福祉のための施設ということで答申を受けております。ただ、これもまだ今方向性を模索中でございますので、今後、例えば高齢者との交流ができるスペースができるかどうかというのは、今後の話し合いの中で決めていくことになろうかと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 児童福祉施設としての認可ということなんですが、もう10年たつて多分、目的外使用というんですか、現在の保育所として利用するのではなくて、いろいろな法律的なものがあるかと思うんですが、ほかの施設としての利用も多分私は可能だというふうに思っているわけですが、何か補助金の関係とか、他の法律によって足かせがあるのか、その辺についてわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 暫時休憩しますか。

（「すみません、そこは調べて」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時56分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。町の施設、財産にかかわる話でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、議員御承知のとおり、地名保育園は条例上は保育所という形の規定になっております。今後、保育所以外という形にする場合については、保育所としての条例の改正、財産処

分を行った後、建設時の助成等に関しましては、その後何に使うかということも含めて、助成者である県・国との協議をすることになります。その協議によりましては、当然何のペナルティーという形のものも発生しない場合もある可能性もありますし、何らかの形で補助金返還ということが生ずる場合もあるかというふうに思います。

現時点で地名保育園を今後どうするかという形のものとは決まっていない中では、議員の御質問のペナルティーがあるかないかという形については、一概に申し上げられないという形で御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 以上の答弁をもって暫時休憩とします。

午後 1 時から再開しますので、お願いします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 障害のある人等への相談窓口の支援体制の充実、それと、専門性が必要であるという障害者の相談窓口の人材の育成確保、その2点、そのことについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 議員の質問にお答えをします。

まず、人材の確保でございますが、まず障害を持った方々の相談に応じるということで、今、先ほどもお話がございましたように、就労支援Bがございますので、そちらは社会福祉協議会のほうに運営を委託しております。なので、運営団体のほうでお考えをいただくというのが一時的なものとしては考えられるかと思えます。

あと福祉課のほうに障害者のいわゆるプランをつくるために、NPO法人ところに委託をしまして、1名職員を派遣をさせていただいております。なので、そちらのほうで堅調でいけばそちらの対応は可能かと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長の説明の中で町外のところという施設から専門の方を派遣していただいていると、そして窓口の対応をされているというお話でございますが、先ほどから出ていますように、人材育成という面で、行政においてそういう専門職を雇用する考え方、今後あるのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 職員採用、今後のことも含めまして、総務課よりお答えをさせて

いただきます。

先ほど福祉課長より答弁ありましたとおり、現状の状況であれば、町としては福祉専門職を新たに雇用する必要性は、まだ今の段階ではないであろうかという考えを持っております。今後必要性が増すというようなことが当然あれば、検討はするという形になろうかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 現在はその必要性はないと感じていらっしゃるということですが、今後こういうことで相談に来られる方、その人たちの状況というのは非常に厳しくなってくるというふうに考えられますので、やはりその新しい人材の採用という面を含めて専門職の雇用という面は考えていっていただきたいと思えます。

次にです。就労支援継続B型のことについて、先ほど通所者の人数とか利用日数の説明がございましたが、非常に、お聞きしますと通所者の人たちの賃金というんですか、月に少ないときは3,000円というようなことも聞いておりますし、年々賃金は何割か減少をしてきているということで、経済状況に応じてやはり一番弱いところに多分支障が出てくるというふうに思うんですが、いろいろ支援していただいた事業所が撤退するとかという、そのような状況があるわけですが、その辺について現在の状況、今後の見通し等、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 御質問でございますけれども、まず先ほどちょっとお話がございました障害者優先調達推進法の絡みで申し上げますと、昨年10月ですか、に社会福祉協議会のほうからこういった製品ができますよというような御案内をいただいて、それをもとに総務課が各課にえまつかみどりの丘でこういった商品をつくるので、ぜひ使ってよというお話がございました。

その商品といいますのが、布のコースターとそれから木のコースター、それと雑巾でございました。それに限らずのお話かもしれませんが、いずれにしても、数の問題とあと種類の問題ですね、そういったものがもう少し充実をしてくれば、福祉課等も記念品を配布するような事業も中にはございますので、そういったものにも活用できるかな、それが少しでも皆さんの工賃に反映できればいいかなというふうに考えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長の答弁の中で雑巾、木のコースター、布のコースター、種類が少ないからなかなか町のほうでも利用するのが難しいというようなお話だと思うのですが、新しいことを試みるには、申し訳ないですが、B型の施設、事業所に通っている人たちが新しいものに取り組むというのはかなりハードルが高いと思うんですが、その辺についてはどのようなお考えなんですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） すみません、一つの例でございますが、全く一から全部つくるのではなく、例えばほかの法人のお話を伺いますと、ある程度できたものについてその就労支援のほうで一手間を加えて、そこの製品として調達法に基づき売っているというところもあるように伺っております。ですので、その辺はやり方なのかなというふうに思うので、また、お任せばかりするのではなくて、私どもも少しそういった法人に勉強をさせていただいて、そういった手法についてまたお知らせをしていければなというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今いろいろな先進事例があるということですので、そういうことも社会福祉協議会、町のほうで連携をとりながら、この人たちの賃金が少しでも、この人たちの暮らしが守られるような形で取り組んでいていただきたいというふうに思います。

先ほどの障害者優先調達推進法の関係で少し伺いたいと思いますが、これは、そういう福祉施設等で通所者の方がつくられた製品を行政等は優先して購入していくと、額縁等が購入されたということを伺っておりますが、この中で、優先法の一つの中で法定障害者の雇用率というのがあると思うんですが、そういうものに基づいて入札の業者を選定するという、そういう条件もあるわけですが、入札において会社のそういう取り組みというのを評価されたことがあるのか。そういうことについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） うちの町におきましては、業務的にそこまでの内容を判断すると、業者選定に判断基準の中で含むという形の事業は今のところはございません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今現状はそうだと思いますが、こういうような法律ができていて、これは障害を持たれている方が自立して日常生活ができるようにという、そういう取り組みであります。町は、誰でもが安心して住めるまち、いやしの里川根本町という、そういう町の方向性を出しておりますので、やはり前向きにそういうことは今後検討していく必要があるのかなと思いますが、再度伺います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 法の趣旨を十分加味しながら考えていきたいと思いますが、実際に事業としてそういう形のものを、業者選定が可能かということも含めて今後対応になると思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今は法定雇用率ということで少し質問をさせていただきましたが、それについて、法定雇用率のことについて役場のほうでは多分法定雇用率を守っていらっしゃるかなと思うんですが、その辺について町内の事業所の状況、役場の状況、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 役場に関しては、当然守っておりますけれども、他の事業所については、申し訳ありません、データの持ち合わせがございませんのでわかりません。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今守っているということですので、25年4月1日に法が改正され、国、地方公共団体等については2.3%という数字が出ていたんですが、それは守られているということでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） そのように御理解いただいて結構です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、最後の再質問に移らせていただきたいと思います。

災害時の要援護者の関係で、配慮者ということだそうなんですが、その人たちの情報の提供とかをしながら災害時にその人たちを優先的に避難させるということで、名簿の作成ということが計画の中でうたわれていると思うんですが、その辺について要配慮者ですか、その人たちの名簿はどのような形で作成され、どのような形で利用され、どのような形で更新されているのか、わかる範囲で結構ですので、お願いします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 私どものほうで災害時要援護者の名簿ですが、今は避難行動要支援者というふうに申し上げておきます——のまず名簿の更新でございますが、名簿の更新につきましては年に一度、民生・児童委員さんをお願いをしまして、各担当地区の方に、こういう方がいらっしゃいますけれども、死亡とかそれからどこかに移り住まれたとか、そういった情報を踏まえて加除をしております。

そのほか追加があればお申し出いただければ、名簿のほうは一応各民生委員さんが1部お持ちです。それから、これ作成当初なんですが、各区長さんにもお分けをしてある状況でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この中には、避難行動要支援者という方の中では、課長からいただいた資料の中にあるように、介護度が3以上とか、そういう方たちだけではなく、障害を持たれている方、精神的な障害を持たれている方、そういう人たちの名前も入っているのでしょうか。その辺について伺います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 当然そういった方々も含まれております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） この要綱の中では、今、年に一度の更新という御答弁がございましたが、毎月1回をめぐりに更新を行うというふうにうたわれているんですが、その辺どうなんですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） こちらのほうで正直対応していますのは年に1回でございます。ただ、民生委員さんのほうからこの方がお亡くなりになったよとか、この方が新しく入られたよとかということで情報はいただきますので、その都度、ある意味更新はできているかと思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 熊本の地震があつて、テレビ等で障害を持たれているお宅の様子が多分放映されたと思いますが、その中で自分の娘がやはり障害を持っていて、一般の方と一緒に避難生活ができない。夜中に大きな声を出したりして周りに迷惑がかかる。そのようなことで、自分は危険けれども倒壊寸前の家に戻ってきて避難生活をするんだという、そういう声があつたと思うんです。そして、その方はもし災害が起こったらどうするんだ、二次災害があつて家がつぶれて生命の危険があつたらどうするんだというマスコミの問いに対して、私たちはこのままでいいよという、そのような悲しいというんですか、悲痛な声があつたと思うんですが、なかなか災害に5カ所あるという福祉の避難所、あるということが言われましたが、そういう人たちを避難誘導して実際に避難生活をさせるに当たって、町のほうはどのようなことを考えていらっしゃるのか。その人たちは優先的にその福祉施設というところに避難をさせるのか。

ただ、町の状況を見ると、高齢の方がたくさんいらっしゃいますよね。だから、そういう人たちがそのところの施設を使えば、障害を持たれた人たちの居場所というのはなかなかないわけですよね。その辺についてどのように考えているのか、今後どういうふうに取り組もうとしているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） すみません、それこそ御承知のとおり、災害が起きますと自宅の居住のお宅については応急危険度判定士が赤、黄色、緑でしたっけ、のシールが張られることになろうかと思います。そういった中で、町内のほうで一時的にはやはり地域の避難所に避難をしていただくのが、一時的にはやむを得ないかなというふうに思っていますが、その後、少し落ちついた段階で町内に5つある福祉避難所と言われます、今協定を結んでいますのが社協の本川根、中川根、小規模まつおかを2つ、それからあかいしの郷でございますが、そちらのほうに移動していただく方、それからそのままその避難所にいていただく方というのは、当然そこで分けをしていかざるを得ないと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 多分そこが防災担当部局と福祉部局の担当というんですか、分かれてくることだと思うんですが、やはりそういうことは、まず最初のときの生命の安全というのは防災担当部局であつて、そういう福祉施設等に避難を必要な方と判断される方については、支援は福祉部局に移っていく、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） そういうことで結構かと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

防災訓練の中に、やはり町は県と連携し要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施するという事で書かれておりますが、実際そういう方の訓練を過去にやられたことがあるのか、そういう訓練についてどのように考えられているのかを伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 毎年行っています地域の防災訓練の中で、区の中にはそういった災害時の要援護者を想定し、車椅子を使って避難行動要支援者の避難についても地域の皆さんと一緒にやっているところもございますし、そうでないところも正直ございます。ですので、改めてまた区長会議等でお願いをしていくことになるかと思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） そのような形で取り組んでいていただきたいと思います。

全体的な福祉ということで、これは町の考え方だと思うんですが、障害者にも健常者にも優しい、バリアフリーではなくてユニバーサルデザインということがよくいろいろな福祉計画の中には書かれていますが、町全体のユニバーサルデザインの取り組み方について、最後に伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） ユニバーサルデザインへの取り組みということでございますが、バリアフリーがあつてユニバーサルデザイン、要は、それはハード面ではなくソフト面のことも含めたお話だと思います。

正直、例えば建物にバリアがあろうが、そこにソフトが加わることでできることということも正直あろうかと思っています。全てをバリアフリーでユニバーサルデザインにするということが、全てを解決することにはならないかとも思いますので、その辺はケース・バイ・ケースでお話し合いをさせていただきながら、順次進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） いろいろ詳しい説明、前向きな答弁ありがとうございました。やはり誰もが安心して暮らせる川根本町、いやしの里川根本町になるような形で障害福祉を含めて社会福祉に取り組んでいただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

次に、8番、小藪侃一郎君、発言を許します。8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 8番、小藪侃一郎でございます。

今回は、茶業関連のみ1テーマについて、大枠3項目質問させていただきます。

まず、本年の川根茶一番茶は、春先の凍霜害の気象災害も心配なく、近年になく良質な、今年のお茶もおいしいねと言われる茶が生産されました。県全体でも、県茶業商工会議所の関連のアンケート調査でも各地の産地とも高い評価でありました。平均価格は県南部が前年比109.2%、北部、この森とか川根でございますけれども、104%というものでございました。県下全体では99.8%と、価格ではほぼ前年並みを維持したという数字的なものがございます。ただ、収量が少なく収入が5%ぐらい全体的には減収となったんじゃないかという推測がされております。

川根本町では、全国茶品評会の製造が4月29日から相藤農園から始まり、5月のつちや農園まで無事生産され、園主あるいは組合員をはじめ、お茶摘みさん、地域の皆さん、JA職員、役場職員、指導機関等の皆様、本当に大変でございました。御苦労さまでした。官民の結集で最高の結果を期待しておるわけでございます。そして、既に来年の全品に向けての圃場づくりが進められ、始められています。茶づくりの熱意に感服するところでございます。

本町茶業にとっては、全国品評会への出品と、さらに上位入賞することが川根茶産地の維持、発展に必須の活動だと考えます。支援の強化をお願いするところでございます。その答弁の中で、この部分についてもお答えいただければ本当にありがたいと思います。

それから、川根茶産地の一番茶は昨年より二、三日早い摘採となりました。4月25日の初取引には昨年比倍増の数量が上場されたわけでございます。振り返ってみますと、昨年は一昨年より5日から7日、1週間早く、今年はさらに二、三日早まったということで、3年間で都合1週間程度早く摘採する展開となりました。このため、生産と流通現場は短期集中型となり、戸惑いも見られたわけでございます。

価格形成を見ると、昨年でさえ今後の茶業に深刻な影響を与えておりましたが、今年も昨年に輪をかけてこの地域の生産最盛期に深刻な価格形成となった展開でありました。川根本町の基幹作物のお茶への対応は、生産者、茶商、JAが一体となって地域を守るという信念で取り組まなければならないと考えます。特に、平成18年3月にJAおおいがわと川根本町、静岡県がそれぞれ4億円の出資で計8億円で3川根の茶工場を統合し、設備されたJA川根茶業センターは、川根茶の製造、流通のかなめ、あるいは川根本町の農業、茶業のかなめで、役割は大きいものであります。JA川根茶業センターなくして本町の茶業は語れないのであります。

しかし、年数を経過してまいりますと、当時の建設趣旨、目的が曖昧になってきているように感じます。地場産業があって成り立ってきたわけですので、地域のJA茶業センターも、茶業者も、お茶を通して地域を守る、守られているという意識を今まで以上に強く持って、頑張っただけで進まなければいけないように思います。

二番茶は、現在はほとんど終了ですが、収穫農家、稼働工場の数も減少し、生産量も大幅に減少しているようですが、前向きに収穫した生産者は反収も上がり、単価も昨年よりよかったようであります。今後の茶業を示唆する市場動向かと思えます。少子高齢社会にあって、

まち・ひと・しごとの創生事業を取り込みながら、町独自の茶業政策も検討して実施していくべきだと思います。

1の町の基幹作物川根茶については、①で一番茶現況をどのように認識されているか、②今後の茶業施策について町長の認識と見解をお伺いします。③でJ A川根茶業センターの当初の建設意義と役割を問い伺いたいと思います。

大枠2番目で、耕作放棄地の問題ですけれども、近年は、茶業の厳しさもあって、やりがいとかつくりがいかとか生きがいを享受できない中で、高齢化も相まって耕作放棄地とその予備軍とも言える収穫放棄茶園が増えてまいりました。生活環境、観光景観、茶園管理者の障害等、いろいろな問題が出ています。

この問題につきましては、①として、耕作放棄地の面積と状況をお伺いいたします。町の耕作放棄地調査費は44万2,000円ついておりますことから、詳しい調べができていると思います。それから、2番目として、耕作放棄地対策をどのように考えているかをお伺いします。

大枠3番目のフォーレなかかわね茶茗館についてでありますけれども、公の施設のあり方に関する新たな提言が川根本町行政改革委員会から3月に答申されております。茶茗館に関しての提言を引用しますと、所管課の施設の運営方法等の見直しの項目で、展示を含め高品質の川根茶をアピールする施設としては不十分であるという答申を過去に受けております。

それで、お茶の生産者、茶商等の関係者を交えて運営検討委員会が実施され、その後も商工観光委員会等での協議がなされているが、施設のあり方そのものについての具体的な検討は行われていないのが現状であると、こういう指摘を受けております。その中で新たな提言の項目では、お茶を中心とした地場産業の振興をうたった施設の目的と、観光の入り口としての道の駅に特化するという部分は何ら矛盾するものではなく、社会情勢の変化、観光客のニーズ、地域住民の思いを考慮しつつ、施設の機能を活用した質の高いサービスの提供、地域情報の集約・提供、官民連携による誘客の事業の実施、茶縁喫茶の拠点化など、お茶の消費拡大を含めた地域の活性化に結びつけていくことがやり方によっては可能であると、こういう答申がなされております。

幸いといえますか、28年から運営体制の見直しが始まり、それを契機としてこのような提言に対して大いに期待しているところでございます。

3番目大枠では、①として町直営の運営に移行した狙いは何か。②で川根茶産地の生産者、販売等の案内の機能を強化する考えはないかということ、以上およそ7点、壇上からの質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、小藪議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、今年が一番茶の現況に関する質問がございました。

全国的な傾向でありましたが、早場所と遅場所の生育差が少なく、短期集中型生産の傾向

が見られました。昨年以上に品質を重視した生産となり、前倒しやミル芽による摘採、製造がなされたことで、数量は県内全体でも1割ほどの減となっております。

また、単価におきましても、茶商のニーズに対応した茶づくりをした工場とそうでない工場との価格の二極化がさらに顕著になっております。

当町においても、遅場所ほど消費地茶商の仕入れ気配が弱くなり、それに伴い産地茶商の仕入れ気配が左右されることから、荒茶販売が厳しくなってきたというのがここ近年の特徴であり、町全体として見た終盤の荒茶価格は、昨年同様低い価格となってしまいました。その原因についても、当町も遅場所ほど影響を受けたと分析しております。

二茶につきましては、現在摘採中のため、データの持ち合わせはありません。

次に、今後の茶業施策に関する御質問がございました。

さきに申しあげました茶価格低迷等の現状を踏まえ、川根本町茶業振興協議会の事業においての取り組みとなりますが、まず茶業にかかわる方の経営力をつけ、さらに向上させていく考えで支援を進めていきたいと考えております。

まず、茶業はその文字のとおり、なりわいでありますので、商売として買っていただける方へよいものを売るという心構えを再認識してもらうことがまず重要であると考えます。

次のステップで、茶が売れるためには消費者の心に響くお茶である必要があり、それには他の産地と違う特徴のあるお茶づくりが求められております。特徴があるということは、生産者のこだわりがある商品であり、そのこだわりは具体的なアピールポイントがあるということになります。アピールポイントがあれば、たとえお茶を今まで飲まれなかった方も、一度は飲んでみたいという気持ちになりやすく、それが心に響けば、初めて買ってもらえる商品となります。

これらが経営であり、その力をアップさせる取り組みが今の当町の茶業関係者に求められているものと考え、その取り組みを実施したいと考えております。

次に、J A川根茶業センターの当初の建設意義と役割に関する質問がございました。

J A川根茶業センターの施設については、農家が栽培製造した荒茶を集荷し、高品質で高付加価値のあるお茶を年間通じ安定供給できるようにすることで、地域農業の発展と茶業振興に寄与するため、老朽化した川根地区の仕上げ茶工場を再編統合し、新たな茶の拠点施設として平成18年3月に完成し、運用が開始をされました。

これにより、仕上げ加工施設、集出荷・貯蔵施設、販売施設の整備を実施したことで、衛生的な作業環境のもとで仕上げ加工が可能となり、また高品質な川根茶を年間通じて安定して貯蔵ができ、その販売が可能となったことで、川根茶の流通拠点として取扱量及び仕上げ茶販売金額ともに増加を目指し、取り組んでいただきました。

しかし、近年の全国的な茶価低迷等の影響を受け、販売金額等は伸び悩んでいる現状であります。

今後は、川根地域の茶の基幹施設として、山のお茶の特徴を前面に打ち出し、少ない量の

取引であっても新たな販売ルートの獲得のために精力をつぎ込む意欲を持って取り組むべき状況と考えます。そうすることで、川根茶として特徴を最大限に引き出したこれまでにない魅力ある商品づくりが可能となり、消費者と直結した川根茶産地が形成されることで、川根地域の茶業関係者の意欲も増し、茶業振興が図れるものと考えております。

2点目の耕作放棄地対策の質問がございました。

平成27年度末現在の当町の耕作放棄地の面積は約57haほどございます。昨年度に対し7haほど増加しているというのが現状であります。

次に、耕作放棄地対策に関する御質問でございますが、近年、どこの市町においても抜本的な対策はなく、大きな問題であると考えます。そのため、まず皆様とともに考えていただきたいことでございますが、農地は所有者の財産であります。また、その管理や責任も所有者にあります。このため、農地は後継者となる世代に引き継ぎ、管理していくことが通常であり、このことで農地は守られてきました。

しかし、この基本的な考えが薄れてきた現状で、農業がやれないからできないといって耕作や管理をしないでもいいではなく、もう一度原点に戻って農地管理等に関し所有者や後継者が話し合い、可能な限りの対応をする努力をすることがまず必要と考えます。その話し合いの中で、これなら自分がやれるというものを見つけ出すことができれば、町としても様々な補助事業の有効的な活用、その土地に合った収益の高い農業の推進、適正な保全管理の指導等の支援を適切に実施できるものと考えております。

第3点目の茶茗館の運営についてでございます。

フォーレなかかわね茶茗館の設置目的は、地場産業の振興及び地域の活性化にあり、平成6年4月のオープン以来、茶生産組合やシルバー人材センターへ管理を委託した変遷はありますが、質の高い川根茶を来館者に勧め、川根茶のおいしさを発信してまいりました。また、プロジェクトチームや茶手揉保存会、話楽座などからの協力を得、イベント等の開催により地場産品の情報発信や住民の憩いの場として運営に努めてまいりました。

本年4月のシルバー人材センターの事務所移転を機に茶茗館の設置目的を再認識したとき、川根茶の消費拡大のため普及啓発はどのように取り組むかが重要で、それが行政の責務と感じ、その一翼を茶茗館が担うためには町が直接運営・管理することが望ましいと判断をいたしました。

川根茶産地の交流案内機能の強化をという提案をいただきました。ややもすると、特に農産物の行政支援は入り口、生産に重きを置いたものであったと感じております。茶業の厳しい状況のもと、将来にわたり川根茶産地を維持・形成していくには、生産の支援強化の継続とともに、出口の消費の強化を図らなければならないと考えます。そのことから、茶茗館の所管を商工観光課から産業課とし、生産拠点（入り口）の農林業センター、出口の消費拠点の茶茗館と、一連の枠組みを考えています。

また、生産者団体のJAや流通業者団体の川根茶業協同組合とともに、これまで以上に連

携強化は必要であり、お茶を主体とした地場産業振興の拠点整備として考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 質問事項をたくさん用意しましたけれども、時間の関係でどうなるかわかりませんが、質問席から、お茶時期に生産者の皆様、それから業者の皆様といろんな対話をしましたけれども、その中から提案も含めて質問をさせていただきます。

なお、口の中の歯のぐあいが悪くて、ちょっとしゃべりにくいところがありまして、お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御容赦ください。

まず1番目、冒頭述べたように、摘採時期が3年前よりも1週間も早い展開となりまして、戸惑ったわけですが、八十八夜が今年は5月1日で行われましたけれども、それよりずっと以前に始まってしまいまして、本来の間隔ですと八十八夜近辺というのが相場的には高い相場に持っていられるものでございますけれども、今年はその辺が安いということで、安い安いがずっと後を引いてしまいました。

それと、5月23日の静岡新聞の1面に、「県内一茶、格差拡大 単価上向く工場も」、あるいは「生産者と茶商の信頼関係が鍵」というような見出しがつけられておりまして、本当に茶業者が精いっぱいそれぞれの立場で頑張る以外にこれは解決がないと思った次第でございますけれども、町では各生産協同組合等の大型協同ですね、よく言う、販売金額とか販売状況を調査して把握して分析しているのかどうか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今年が一番茶の数量ということで、町でつかんでおりますのは、共同製茶連絡協議会のデータでございます。本年度が一番茶の生産量は荒茶で17万7,000kg、前年比108%、平均単価は2,862円で、前年比84%、販売金額が約5億円で、前年比91%というデータをまとめております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） そういう数字は今わかりましたけれども、それによってどういうような分析といいますか、所見をお持ちかお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 共同工場ごとにデータが出るわけですが、工場によって前年比より伸びているところ、販売額が伸びているところ、下がってきているところが差が出てきているように思っています。先ほど言ったように、工場によって取り組みを始めているところと今までどおりお茶をただ生産しているだけのところでは、やはり差がついてきたなというような感想を持っております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 次に、この消費減退というのは本当に何といいますか、解決策がな

なかなか見つからない状況で、困っておりますけれども、少子高齢化で人口の減少というのにも確かに響いております。それから当然の福島原発の事故の風評被害、それから飲み物、飲料の多種多様化、それから高齢ゆとり人口の減少に加えまして、お中元、お歳暮の御挨拶の簡略化、それから慶弔行事の少人数化、そういうことがいろいろ絡み合って現状になっていると思いますけれども、要は、供給過多ということでもあります。

この状況は、今始まったわけではなくて、私の自分のところの資料では、16年も前のことになりますけれども、平成11年以降、右肩下がりでございます。これは、この地方の茶業者に聞いてみますと、大体同じぐらいの平成11年以降はよくないよという話でございます。

それで、五、六年前になりますか、自分も危機感を持って、この中で課長さんで記憶のある方がいるかなと思いますけれども、観光とタイアップした販路拡大企画書というものを提出した記憶がございますけれども、全く音なしというような状況でございました。その十数年前からの予感されたものが現実になってきましたけれども、えてして行政機関は、先ほど町長の答弁にもありましたように、生産現場に力を入れてきました。それはそれでその時代に合ったやり方だったかなと思いますけれども、遅きに失した感は十二分にありますけれども、出口戦略の強化ということですね。現実的な販売拡大策が浮かんでいるかどうかお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 茶茗館をこのような形に変化をさせたということは、今言われたことが根底にあります。これは、大変長い歴史のもとでの川根茶であるという中で、先人が苦労したことの伝統文化を果たして今の私どもが守っているかということを考えたときには、少し外れているのではないかという感じがいたしました。と申しますのは、やはりこれまで先人たちが築き上げた川根茶というのをいま一度本丸にすべきだという思いから、やはり町民一丸となって川根茶を守り抜こうという思いがいっぱいでございます。

その中に、伝統文化という言葉もございますけれども、それ以外にやはり茶茗館的なものは一つの学芸員等にもいていただいて、案内するというぐらいの立場にすべきではないかという思いも実はございます。といいますのは、やはりこの川根本町が日本で最も美しい村に加盟をいたしましたけれども、その中に当然ながらお茶の景観、茶原の景観というのも当然入っております。それから、歴史伝統文化の神楽等も入っておりますけれども、やはりそれらをいま一度町民全体で見直して、それを発信する、それが基本ではないかということで、このような変更にならせていただいたということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 8番、小簀俣一郎君。

○8番（小簀俣一郎君） 産業課長さんも大変だと思いますけれども、茶業室の人数が今の人数で足りているかどうかという問題は、基幹産業茶業という問題の中にあつては、ちょっと人手不足じゃないかというような思いも抱いております。

隣の市の島田市では、茶業担当課に耕作放棄地や営農関係に県の茶業関係者のOB、あるいはJA茶業課のOBが配置されているようです。6月10日に島田市議会を傍聴させていただきましたが、茶業の強化策として海外も含めて販売戦略にたけた人材を新たに配置したいというような答弁がございました。

川根本町も今、茶茗館の充実ということで期待が持てるわけですが、PRの話も出ておりましたので、ちょっと気になることですが、気になるといいますか、川根茶の大型ポスターがございすね。尾呂久保地区で撮影されたものでございすけれども、夜明け前の神秘的な茶畑というようなイメージを持つ方もおりますけれども、川根茶産地の夕日の沈む山合いの茶畑というイメージも持たれる方もございす。写真に興味のある方は、いい写真だなという評価も聞いたことがありますけれども、全体的には山並みの稜線の写真と捉えております。

それで、ここはどこですかと聞いたときに、役場の職員でその撮影場所と撮影ポイントに案内できる人はなかなか少ないと思うんです。案内できる方はごく少数じゃないかなというふうな感じをとっておりますけれども、観光案内にもせつかくのポスターが疑問とか首をかしげるものでございすけれども、年数も大分経過しておりますので、新しい大型ポスターをつくるとか、そういう企画とか検討はされているかお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今、議員の言われたポスターは、企画課が担当してお茶の販路という事業でつくったかと思えます。その次の取り組みとしては、今のところまだ検討に入っておりません。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 茶茗館の直営となった機会に検討して、明るいイメージのもので風景は観光にも利用できるというようなものがつくられてもいいかなと思います。

それから、大梓3番目の（3）に関して、JA川根茶業センターについてのことでありますけれども、川根茶業センターの中に藤枝茶流通センターの再生機械を移設して、藤枝から1名の職員の増強を図り、運営といたしますか、やっているようなお話を聞きました。

ということは、川根茶業センターはJAおおいがわ茶仕上げ工場の単なる一つの工場で、中身は藤枝茶と川根茶の仕上げ再生加工場というイメージに捉えましたが、JAおおいがわの6月号には、お茶販売戦略という特集の広報が毎月出る6月号に特集されておりますが、どこの産地といたしますか、どこの流通センター、キタハイ茶業流通センター、あるいは藤枝の流通センターも、その名前がちょっと後ずさりしておるような感じで、新聞の茶況欄にも川根茶業センターと今まで発表されていた相場展開も、その名前は消えて、JAおおいがわ川根営農経済センターというものになっております。お茶のブランド力の発信の低下が、一般消費者から見て低下しているんじゃないかと心配しております。

一番のショックを受けたことは、農家から川根茶業センターには藤枝茶もやっているよと

いう発言を聞いてショックを受けたわけでございますけれども、厳しい茶業環境、先ほど言われました環境の中で、ＪＡおおいがわの経営戦略の一環とはいえ、川根茶業センターは川根茶専門工場でなくなったわけであります。事前にそのことについてＪＡから行政にお話が合ったかどうか伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農協の組織のことでございますが、ちょっと伺ったところ、茶加工部の下に茶業センター、センター長を置いて、川根茶業センターではなく川根工場、金谷工場、藤枝工場に見直したということでございます。

議員おっしゃるように、確かに川根工場で藤枝の加工を始めたようです。これまで、おおいがわ管内３つの加工場で仕上げをしていたようですが、合理化を図るということで、設備の古い藤枝の工場から設備の整っている川根工場で仕上げをして、袋詰めとか販売は藤枝に戻して藤枝で行うということだそうです。

決してお茶をブレンドすることなく、地域ブランドは守るということで、川根茶は川根茶、藤枝茶は藤枝茶というふうに地域ブランドを守るから心配しないでくれというようなことも聞きました。これまで以上に川根茶ということで販売を推進していきますということを伺っております。

○議長（太田侑孝君） ８番、小藪侃一郎君。

○８番（小藪侃一郎君） 先ほど聞いたのは、こういう組織替えをする前に、４億円出資、行政からのお金が入っているわけでございます。そういうチェック機能が働いていたかどうかという点で、ＪＡおおいがわが組織替えをするに当たって、実はこういう編成にしたいというような相談があったかどうかという質問で先ほどお聞きしましたけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 昨年度に農協の役員さんがお見えになられて説明を受けまして、その後、農林事務所にご相談に行くということで内々は伺っておりました。

○議長（太田侑孝君） ８番、小藪侃一郎君。

○８番（小藪侃一郎君） それが、先ほど当初の意義をお聞きしましたけれども、その当初の建設趣旨、目的に整合性があるかどうか、現在の状況がですね。そこら辺を含めて、先ほど販売は藤枝へ持ち帰るという話でございまして、一応の安心はいたしましたけれども、整合性がとれているかどうかの判断をお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） ＪＡおおいがわが関係機関、県農林事務所ですけれども、何度も話を詰めて、問題なしということでこのような形になったと聞いております。

○議長（太田侑孝君） ８番、小藪侃一郎君。

○８番（小藪侃一郎君） 時間が迫ってまいりましたけれども、耕作放棄地のことで、先ほど

もちよつと冒頭言いましたけれども、耕作放棄地の一步手前の生葉の摘み取りをやめて農地の雑草対策のために1年に一、二回ならしをしているという株ならしのみの収穫していない茶畑、いわゆるみなし茶園ですね。この面積はどのぐらいあると推定されておりますか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地の利用状況調査を農業委員さんをお願いして毎年やっているわけですが、やはり議員おっしゃるように茶園のならしだけをやって維持管理している方がいるようですが、その面積の把握はしておりません。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 耕作放棄面積を調べるときに、その辺も心して農業委員さんにできる範囲内の資料を集めてほしいなど、そういうふうに思います。

耕作放棄地については、本町では川根本町特産品振興事業費の補助金があります。いろいろ細かく、時間がなくなってまいりましたけれども、言いませんけれども、その補助金をもとに当事者は事業を行うわけですが、いずれにしても当事者はその耕作放棄地対策の補助金だけではやれず、2倍あるいは3倍、4倍の投資的な負担になっておりますけれども、補助金事業があつて進めやすくなる面もございますけれども、その補助金を受けることにより心ない誹謗中傷を受けたとの話もあります。耕作放棄地解消が途中で頓挫しないように、静かに見守り、周りの応援が大事だと感じております。

新年度、3カ月しかたっておりませんが、今年度の状況がまだわかりにくいというなら昨年予算執行の状況でもよろしいんですけれども、この耕作放棄地に係る補助金の消化状況、進捗状況をお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農産物振興事業ということで数字を持ってきましたが、茶園の改植等が11件の申請がありまして、約70aの今申請が来ています。それから、特産物栽培促進ということで転作を図る方、こちらが5件で176aの申請が来ております。それから、作業道開設につきましては5件で408m、特産化に向けた支援事業ということで3件の申請があつて、現在実施中でございます。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） これは提案にもなりますけれども、世界農業遺産になりました茶草場農法は今人気であります。しかし、茶草場の場所が昔の植林のコナエの時代とは変わって、もうその植林が大きくなって茶草場がなくなっていると思うんです。そういうところにこの耕作放棄地に茶の木があると邪魔になりますので、抜根してススキとかそういう茶草場に使えるものを植えるというのも一つの耕作放棄地対策の一環かと思います。茶原の上の部分、あるいは山つきにこの耕作放棄地を利用して茶草場に転用する、こういうものに補助金ができないかどうかお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 耕作放棄地対策というのは、あくまでも荒れている農地を生き返らせるということの事業ですが、今年県が新たな取り組みとして、モデルケースとして取り組みを始めたわけですが、再生をして茶草場とする補助をモデル地区で今年やって、来年から制度をつくりたいというようなことで、今年取り組んでいるようであります。また、決まりましたら農家の皆様にお示ししたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小簀侃一郎君。

○8番（小簀侃一郎君） 大梓の3についてでございますけれども、川根本町特産品館条例という条例で茶茗館が運営されているわけでございます。第1条は、住民に特産品の展示販売等の場を提供し、地場産業の振興及び都市住民との交流を図るため、特産品販売館を設置するとあります。先ほどの町長答弁の中にも意欲的な答弁がございましたけれども、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならないというのが第3条に書かれております。

今年の茶茗館の運営費は3,500万というような予算組みでございます。そして、あの場所でいろいろなイベントのときにお茶、川根手揉保存会の皆さんが一生懸命活躍してもらっております。その活動に感服するところでございますけれども、それに関して、手もみ顕彰碑というものがございまして、ちょっとだけ時間をいただきますが、現在は8つの流派があるということでございます。県内にはもともとは30近く明治時代にはあったようでございます。明治32年に伝習所がこの地に開設されて編み出された品質本位の手もみ技法が川根揉切流となったわけでございます。

この製法をきわめた技術者が中村光四郎翁であります。明治18年に藤川で生まれた方でございます。81歳の人生を茶業一本で全うした方と聞いております。今現在、藤川ー徳山間の万世橋の橋のたもとに碑が立っておりますけれども、藤川手揉保存会はもう高齢で全く消滅というような状況でございます。そして、その場所もいろんな手入れを初めはされていたんですけれども、今現在は近隣の隣組とかで草刈りをやっておりましたけれども、それもやっぱり高齢で、今では雑草の中に悲しくも放置状態で建っております。先ほど答弁にありましたけれども、伝統は大事にしなければいかんというようなお話もあった中で、川根茶発展の礎とも言える手揉保存会の功績の印があるわけでございますので、その記念碑を茶茗館に移設したらどうでしょうかという提案をさせていただきます。場所にふさわしいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 茶茗館に石碑の移設という提案をいただきましたけれども、まずは建てられた方々、それから藤川の手揉保存会の方々、藤川地区の皆様の合意をとった上で、そこから協議する必要があるかと思えます。なぜ今のところに建っているかというのも理由があるでしょうし、そこが大事なところだと思うものですから、関係者の方の合意をとってからまた協議をして進めたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 8番、小簀侃一郎君。

○8番（小簀侃一郎君） この提案は、藤川の手揉保存会、もとの事務局をやっていた方からの意見も踏まえまして提案させてもらったものですから、移設には特別支障はないんじゃないかなということでございます。今ある場所よりも違う場所にあったんですけども、あそここの万世橋ができるに当たり、土木事務所と話をして現在のところになったところでございます。

それから、もう一つ提案でございますが、川根茶の（２）の産地の交流案内機能の強化という部分でございますけれども、私、15年ぐらい前に木曽路に旅したことがあるんですけども、そのときに、木工品の展示館の案内ブースがあったわけでございます。そこでは物は販売されておりました。案内だけでございましたけれども、各木工製品販売所の製品や製造者、商店のPRパンフレットが置いてございました。それぞれの店を訪れて、そこに行ってお買い物をお楽しみくださいというようなシステムであり、今でもそこのお店から通信販売で茶托等を購入しておりますけれども、お茶にこれを置きかえて言いますと、茶茗館に訪れたお客様があそこ1カ所でお茶を飲んで終わりにするでなくて、町内の各生産者の皆さん、あるいはお茶屋さん、それとお菓子屋さんとか、そういう販売どころに巡回して回れるというような案内のコーナーがあってもいいと思うんです。

川根茶産地は直販においては、よく農家は6次産業のはしりの地と言われておりました。点から面に広げ、地域の活性化、交流人口の深化の一助になると考えますけれども、茶茗館の館内の壁面に沿った場所にそういうものを案内、お知らせコーナーがあるといいなと、そんなふうに感じたわけでございます。

ここに静岡県川根本町における高級茶の生産と流通という学術論文がございますけれども、こういうものを参考に見ますと、こういうものがあつてしかるべきかなと思いますので、その点伺いして、最後の時間がなくなりました。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 茶茗館も建設から20年以上たっております。全体的な見直しも必要かと思っておりますので、やはりお茶を主体とした地場産業の振興の拠点ということを頭に置きまして、整備をというか見直しをしていきたいと、その中の一つとして参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 残された時間、30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思っております。

これで、小簀侃一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩しまして、20分より再開します。お願いします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、藺田靖邦君、発言を許します。1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 通告に従い、質問をいたします。

熊本震災から思う当町の減災対策について。

まずは、震災でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、現在も御苦勞なされている皆様に心からお見舞いを申し上げ、質問をさせていただきます。

予知ができるできないの議論は、テレビ・マスコミでも意見が分かれているところですが、被害を減らす努力は、ここ数年来の地震災害から学んで実行していかななくてはならないと思います。

当町における震災災害、まず考えられることが崩土土砂災害。昨年12月の定例会の質問で、各地区に潜む土砂災害危険箇所の再チェックをとという提案をしました。再度の当局の認識と状況、情報を伺います。

私の地元上長尾区は、生涯学習事業で清水の由比地すべり地区を視察する予定でおります。危険箇所の再チェックは重要な災害の位置づけとして捉えていただきたいと思います。

また、各区の防災訓練のあり方は、それぞれ各区担当防災委員の方々の努力で行われていますが、沈黙を続ける東海地震は、歴史からも明らかなことらしいです。突発的な訓練、夜間の訓練など各区担当の方々の努力も大変なことかと思いますが、消防団との連携の中で緊急対応訓練も必要かと思います。

以前、消防を私が任されているころのことですが、家具の金具固定を全戸に消防団を通じて実施したことがあります。各家庭の備え診断状況の把握を全戸へ実施したらどうか。町ができる公助、町民・区民の皆さんが考える自助、共助、近助の減災対策を見直し、進めていかなければならないと思います。町が進めていく町民、区民の皆さんへの啓発、また対応をお聞きします。

また、災害時の避難場所の設定、設営について、見直しを含め各区の避難場所の状況、その避難場所での生活状態、川根本町独自のHUG訓練、避難所での起こり得る予想を考えた取り組みを当局にお願いしたいと思います。

次の2つ目の質問ですが、町の未来を担う子供たちへのさらなる取り組みについてです。

町の将来にかかわる町の宝物たちを最優先、最重要課題として捉え、近隣市町の子供支援の様子も研究し、当町のやり方、示し方がまだまだあるのではないかと。それが町の明るい展望につながっていくのではないかと思います。私たちの世代は、産業のお茶、林業、続けていかななくてはならない世代は仲間とともに日々もがきながら、やり方、出口も探し努めていくことを信じていますが、そのような中で、何がこれからの町の明るさになるかを考えてまいります。

3月定例会の予算に絡む質問で、次世代の子供たちへのさらなる補助率アップと無料化で

きるものの積算をお願いし、答弁をもらいました。財源の範囲で配分の中で町の宝物たちの支援策をさらにお考えいただきたいと思います。

次に、子供に教育をつければつけるほど、この町には子供たちはいなくなるかもしれませんが、それも親の仕事ですが、町の教育、川根本町教育ビジョンをさらに進めていくキャリア教育、学校間連携グループ事業、その上にある連携型中高一貫教育、教師と子供たちの触れ合いの中でどれだけこのシステムで子供たちが学力向上、生きる力を身につけていってくれるか、注目されていることも事実です。さらなる今後のICT利活用も含めた教育ビジョンの策定、計画をお伺いします。

また、その教育の続きにある若者交流センター「奥流」の今後の対応ですが、今を乗り切ればとは誰一人としては思っていないはずです。夢と未来がある若者交流センターとしなくてはならない。施設の今後の予想、対策をしっかりと見きわめていかなければならないと思います。今後の対応をお伺いします。

壇上からは以上です。

○議長（太田侑孝君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、藺田議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

4月14、16日の両日、ともに震度7の規模の地震が連続するというまさに想定外の大地震であった熊本震災では、多くの人命が失われただけでなく、大規模な山腹崩壊、多くの住宅損壊、余震の影響から長引く避難所生活など、当町の状況から見ても多方面からの検討が必要だろうと考えさせられるものがありました。

さて、御質問にありました土砂災害危険箇所の再チェックについてであります。議員の27年12月議会での御質問の際にお答えしたとおり、この土砂災害危険箇所は県が指定を行うものであり、今年度、県において地元説明を経て新たな箇所の指定が予定をされております。今回予定されている見直しにより、従前の185カ所から新たに82カ所が指定となり、町内の土砂災害危険箇所が267カ所になる予定と聞いております。土砂災害危険箇所の指定に関しては、今後とも県当局との連携を密にし、危険箇所の精査に努めてまいりたいと考えております。

また、今回の見直しに関連し、お配りしている土砂災害ハザードマップを今回の新たな指定を反映した形で再度作成、配布する方向でおります。

次に、防災訓練の重要性に関する質問であります。広域被災が予想される東海地震等の際には、消防、警察等の防災活動、いわゆる公助が十分即応できない事態が予想され、地域住民自らの防災活動、自助・共助が不可欠であり、各地域の実情に応じた訓練の重要性は非常に高いものであると認識をしております。

近年、議員御指摘のとおり、各地区において区長・防災委員を中心にそれぞれの地区で様々な訓練が実施されており、行政といたしましても訓練資料等の提供や研修、講師の手配

等で御協力させていただいているところでありますが、今後もさらなる自主防災組織の育成を推進していくために、町による研修会の開催や防災講演会等様々な手法を活用し、地域の防災は自らの手で担う意欲のより一層の醸成を図っていく所存であります。

また、議員御提案の消防団との連携による緊急対応訓練に関しては、今年度、消防署、消防団による倒壊家屋からの人員救出訓練を計画しており、このような訓練の実施により、消防団の対応能力向上を図っていく考えであります。

避難場所に関する御質問がございました。

平成27年3月に作成した町地域防災計画において、災害時に一時的に避難できる施設・場所である「避難地」として各地区集会所等50カ所を、災害時に避難生活を行う場所である「避難所」として小・中・高校等11カ所を指定しております。避難地である地区集会所には、町で防災倉庫を建設し、非常食や毛布等の資材整備助成を進めてきており、避難所である小・中学校等には、避難生活を送る上で必要な間仕切り、更衣室、簡易トイレ等を配備、備蓄しているほか、災害時対応用の自家発電設備も配備をしております。

今回の熊本震災でも、被災者が避難生活を送る避難所の状況、対応等に関し様々な課題、問題が報道をされましたが、当町においてもその対応は重要であると認識をしております。今後、HUG等を活用し、避難所初期対応に当たる職員等の避難所運営能力向上を推進していくよう努めてまいります。

次に、町の未来を担う子供たち、町の宝物のさらなる取り組みについてでございます。

まず、子供たちの支援を最優先、最重要課題として取り組む考えがあるかという質問ですが、昨年度掲げた学校教育ビジョンも2年目を迎え、R G授業など本町だからできる本町ならではの学校教育を展開しているところであります。

また、本年3月に策定をいたしました川根本町教育大綱に盛り込まれており、学校教育だけでなく、子育て支援を含めた総合的な取り組みを線で結ぶことにより、子供たちの将来に向け、ゼロ歳から高等学校卒業までの18年間で必要なキャリアと生きる力を積み上げていくことができるようにしていきたいと考えております。

今後も、町の未来を支える子供たち、本町で生まれ育つ子供たちの健やかな成長を支えるため、子育て支援や子供たちの教育を町の最重要課題と捉え、様々な施策に取り組んでまいります。

次に、現在の教育システムをさらに進める教育ビジョンの策定、計画についてであります。が、学校教育ビジョン2年目を迎えた今年度、昨年度積み上げられた実践の成果と課題をもとに、2つの柱であるキャリア教育、R G授業、それぞれについて円滑なスタートを切ることができております。

具体的には、子供たちにつけたい力を明確に示すとともに、さらに実践について内容を深める「深化」、実践方法の工夫を進める「進化」の2つの「しんか」を遂げることにより、子供たちに確かな力を育むことができるように、各学校において真剣に子供たちと向き合っ

ているところであります。

中でも、御指摘のＩＣＴ教育の推進や次期学習指導要領に盛り込まれるであろう21世紀型学習スキルの定着につながるアクティブラーニングの取り組み、また、それらを担う教職員の日常的な研修体制の強化を進めていくことが本町の課題であると捉えております。

教育委員会としては、これらの課題に向かい、学校と一体となって先進地の視察研修や講師による研修会の開催などを行い、学校教育ビジョンに掲げた本町ならではの教育を基盤としながらも、さらに進んだ教育システムづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、若者交流センター「奥流」の今後の対応でございますが、川根高校の川根留学制度も3年目を迎え、この奥流の完成によって数多くの高校生が本町に住所を移し、元気に高校生活を送っております。

また、6月20日からは、奥流活用の一環として町内出身の大学生に監督を依頼しての高校生の学習会も始まり、交流の輪が広がっていくことになります。さらに、奥流では、8月に音戯の郷で施設実習を行う大学生による利用の申し込みがあり、来年度以降の教育実習生の受け入れの話も大学側と具体的な話を進め、10人程度の利用を見込んでおります。

総合戦略に盛り込まれた若者の交流人口を増やすという施策は、町に元気をもたらし、町の未来を支える大切な取り組みであり、奥流の完成により着々と進んでいるところであります。

本町のよさを広く周知していくためにも、今後、この流れを絶対にとめてはならないと考えております。

懸念となっております平成29年度における川根留学生の男子生徒の問題については、5月の全員協議会の中で現状と今後の見込みについて説明させていただき、先日の本会議で川根高校南麓寮の増築に係る補正予算を御承認いただいたところであります。

さらに、平成30年度以降も、この川根留学生の流れが滞ることのないよう、町として責任を持って支援の体制を整えるとともに、若者の交流人口をさらに増やして、町の魅力を発信していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） まず、熊本震災から思う当町の減災対策からの再質問です。

1つ目ですが、危険箇所の再チェックから当町における地すべり地区、県土木、農林土木から指定を受けている地区、また状況、状態の報告、今後の対応がありましたら、お伺いをいたします。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 土砂災害危険箇所は、土砂災害防止法に基づく土砂災害である土石流によるもの、急傾斜地の崩壊によるもの、地すべりによるものの3種類の災害に対し、

国土交通省の基準に基づき、都道府県の調査でこれらの災害が発生するおそれがあるとされた場所で、それぞれ土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所といいます。

土砂災害危険箇所は、法に基づき指定される区域とは異なり、調査結果を周知することで自主避難の判断や市町村の行う警戒避難体制の確立に役立てていくことを目的としています。

ハード整備には時間、経費を必要とするために、すぐには対応できません。被害に遭わないよう、まず避難をするため、ソフト対策に主眼を置いたものとなっております。そのために、危険箇所を皆様に知っていただくために指定のほうを行っております。

現在、町内に土砂災害危険警戒区域に指定している箇所は、先ほど町長の答弁にありましたとおり、土石流42カ所、急傾斜地143カ所の計185カ所であり、地すべりによる指定はありませんが、平成26年8月に発生しました広島豪雨による土砂災害の被害を受けて、県では土砂災害警戒区域指定の基礎となる土砂災害危険箇所の見直しを行い、その結果、土石流によるものが17カ所増えて59カ所に、急傾斜地によるものが55カ所増えて198カ所に、地すべりによるものが新たに10カ所対象となるなどにより、現在の173カ所から82カ所増えまして267カ所となる見込みであります。

これらの箇所につきましては、今後、今年度、県による地元説明会などを経まして、年度内に指定、告示される予定と聞いております。

なお、今回新たに指定される見込みの地すべりによるもの、これがゼロから10カ所になる予定なんですけれども、これらにつきましては従前林野庁により地すべり防止区域として指定されていた箇所を今回土砂災害危険箇所とするものであります。地区でいいますと、久保尾、八中地区などとなります。これらの地区では、地すべり防止のため、県農林事務所により対策工事が進められております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） ありがとうございます。

次に、近年、防災意識は高まっておりますが、当町の公助の面から、これからの防災はその町に合った独自の防災が必要であると私は思っています。伴わせて、有事の際には近隣市町との連携が必要不可欠と考えます。

ここで私が思う連携とは、実際に原子力災害が起こったとき、当町はUPZ圏内に含まれていませんが、被災した方々がこの町に避難してくることは十分に考えられます。また、その逆も考えます。ふだんから様々なケースを想定した備えが必要かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、UPZ圏内の関係の御質問に対してお答えをしたいと思います。

原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域として、発電所からおおむね30kmに含まれる地域が、屋内退避等の防災対策を段階的に実施する必要がある地域として緊急時防護措置準備区域、いわゆるU P Z 圏という形で位置づけられております。

浜岡原子力発電所におきましては、牧之原市、菊川市、島田市など10市町に及ぶ地域とされており、議員御指摘のとおり、当町はこの圏外となっております。

万一原子力災害が発生した場合に備えるため、県が策定をいたしまして本年3月に公表されました浜岡原子力災害広域避難計画におきましては、U P Z 圏内住民の避難が必要となったことの想定に基づき、当町へは島田市笹間・抜里地区の住民約480世帯、1,400人が避難をしてまいるという形の計画となっております。

この際の避難行動としましては、避難される方々の汚染状況を確認することを目的とした避難待機時検査、いわゆるスクリーニングを当町への受け入れの前に行い、その後に避難所への入居という流れになっております。

計画におきましては、避難所生活は最長1カ月程度を見込むという形とされており、あくまでもこの計画におきましては東日本大震災時のような大規模広域災害ではなく、原子力施設の事故というような形に基づいての対応でありますので、当町には被害が発生をしていないということの前提の中で、またそういう条件もとの避難行動でありますので、被災者の避難所生活への対応諸資材については現在当町が避難所等で備蓄しているものを充てるという形にされております。

冒頭申し上げましたとおり、当町はU P Z 圏外であることもあり、現時点では町民の具体的な避難計画等は想定しておりませんが、今後、県をはじめとする関係機関等ともさらなる連携・調整を進め、町民の避難行動が必要となる場合に備えて、最善の方策を講じられるよう調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 様々な想定を考えた場合のことなんですけれども、近隣市町との防災協定などは結んでいるのかどうか。また、いるのであれば、その内容もちょっとお願いをしたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 近隣市町との防災協定についてお答えをいたします。

現在、近隣も含めて個別の市町との防災協定、災害支援協定は締結しておりませんが、県中部、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市及び吉田町との当町を含めての5市2町におきましては、それぞれ災害時の相互応援にかかわる協定書を締結しております。

災害発生時に協定市町へ食料、飲料水といった物資提供等の相互応援協定という形になっており、平成24年に締結をいたしております。

また、災害時におきまして、医療救護活動支援に関する協定を榛原郡医師会、歯科医師会、

薬剤師会と、また災害時における家屋被害認定調査等の支援に県土地家屋調査士会と締結しているほか、様々な関係団体との防災協定は締結をさせていただいております。

今後、先ほども申し上げました中部地域の市町のみならず、町域を接しております浜松市との中部地域の市町と同様の協定の締結も検討してまいる必要性があるというふうに考えております。

また、東日本大震災のように県域を越える大規模広域災害への対応としまして、ユネスコエコパークの関連市町や日本で最も美しい村連合等の結びつきを生かし、他の都道府県の市町との防災協定締結の可能性に向けても今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 次の再質問ですが、避難所と避難経路を考えると、私たちの町は高齢化が深刻な問題でもあります。防災の面でも高齢化に特化した訓練が必要かと考えますが、当町はさらにどのような訓練が必要と思っておられるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

本年4月1日現在の高齢化率は46.4%、県下第2位であり、かつ75歳以上人口の比率が29.4%と非常に高い当町において、当然ながら重要な課題であり、取り組むべき事項であると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、広域的災害の場合、その対応として町役場を含めて公助での対応は、高齢者のみならず十分な即応は難しいと言わざるを得ない状況にあります。自助、共助の観点から、様々な地区、自治会での防災訓練等において、高齢者も含めた様々な対応、取り組みが検討していけるような仕組みづくりを地域自治会と協力して推進をしていくことが非常に大切であるというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 今の関係で、以前私も全協でちょっと話をしたことがあると思うんですが、また何年か前の区長会で私の地元の友人なんですが、木村君というんですが、発表してきたと言っていました、その方が発案した自主防災会グループ別人的状況報告書という我々上長尾独自のものがあるんですが、共助、近助の防災会報告書をつくり、訓練のときはグループ別にいつも私の地元では取り組んでいます。

個人情報まで考えるととも思っているんですが、この地域は遠くの親戚より近くの人、他人をの防災会をつくれる体制を役場としては公助として推進していただきたいと思っております。

次に、町民の意識防災について、さらなる意識向上を図るにはどのような方法が効果的だと思いますか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 防災意識の高揚に関しましてでございますが、毎年実施をさせていただいております、当然のことながら防災訓練のさらなる充実を図るとともに、定期的な防災研修会の開催や様々な防災に関する情報を各自治会等に、また町民の方に御提供することに努め、防災意識の高揚、啓発に努めていくことが不可欠であろうと考えております。

今年度具体的に予定をしております内容を幾つか御紹介をしたいと思いますのですが、7月13日に開催を予定しております区長連絡会におきまして、各自治会自主防災組織の責任者であります区長様を対象に、静岡地方気象台より講師の方をお招きいたしまして、本日も大分雨が降っているようですけれども、九州地方等で発生をしております記録的短時間大雨等への対応でありますとか、それらの異常気象とも思える天気の変動がどうということから起きているのかという形も含めて御講演をいただく研修を予定しております。

また、野口議員のときに町長からもお話がありましてとおり、熊本震災の関係で役場職員を支援に派遣をさせていただいております。帰ってまいりました職員の報告を聞くにおいても、やはり報道されていること以外に見えないこと、行った者にしかわからないこと等の話も聞けております。復興・復旧支援に携わった経験でありますとか被災地の状況等について、派遣をさせていただきました職員から、また機会を見て町民の皆様に御報告する場等を設けることによって、防災意識のさらなる高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、住民のみならず、発災時に町の災害対策の中心を担うべき者は役場職員であろうというふうに考えております。今年度は、防災訓練時におきましてその中心となります町の災害対策本部のあり方、運営方法につきまして、県の危機管理局の指導を受けながらの訓練を計画しております。今まで以上に即応する態勢がとれるよう、またそれを含めて町民の方々に防災意識の高揚を図っていくための取り組みを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、総務課長が説明しましたけれども、私のほうから1つ2つ皆さんにもお願いも含めて対応を考えていきたいというふうに思います。といいますのは、やはり災害のときに川根本町は多分孤立集落が非常に多いだろうということが懸念されます。その中では、4月1日から広域の消防等も始まりましたが、その中でヘリポートの重要性、これは必ず出てくるというふうに思っております。

それから、人的にいいますと、女性のグループがなくなったということで、私はいざ災害のときには当然ながら女性のグループ、いわゆる以前あった婦人会のような組織ですが、そのようなものも構築をしていく必要があるのではないかという思いがございます。これらにつきましては、消防委員会等でもまたいろいろ検討を一緒になって考えていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 総務課長、町長、改めて防災に対する意識のことをお話しただいてありがとうございます。また、職員 3 名ほどですか、九州のほうへ派遣されて、行った職員は大変だろうかと思うんですが、また後の報告も町民の皆さんに、我々にしていただければ、さらに防災意識が高まっていくのではないかと思います。

次に、2 つ目の質問の再質問に移りますが、私が議員になって初めての一般質問の一つが教育に関してでした。教育長もここで初めて教育ビジョンの答弁をされました。私も議員生活をこれから進めていく中でのテーマでもある人づくりにもつながることの質問として、お伺いしたことを記憶しています。

まず、町の未来を担う子供たちからの再質問ですが、その教育に関する再質問、今後の教育ビジョンをお伺いしましたが、昨年度末、町内有志の方々による子供たちの未来についての座談会が行われました。町内 2 カ所で開催されたそうですが、その際にどのような方々が集まり、どのようなお話をされたのか、教育長にお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいま議員のほうから教育長にということでありましたけれども、僭越ながら私のほうからお答えさせていただきます。

ただいまの御質問ですけれども、この座談会は町内の有志の方々が企画をされたもので、教育委員会の主導ではなく、非公式でありました。本年 3 月 8 日火曜日に南部地域上長尾、そして 3 月 10 日木曜日に北部地域千頭の 2 回開催をされております。いずれも夜でありましたけれども、町内の小・中学生の保護者の方々のほか、地域の方々が数名参加をされました。教育委員会からは、教育長、私、それから管理主事の 3 名が参加をさせていただいたものであります。

この会の趣旨というのは、今後の教育に対してお互いが日ごろ考えていることをざっくばらんに話をしてほしいというものでありました。そこでは、活発な意見が交わされたんですけれども、特に多かったものは、現在町が進めている R G 授業に対する御意見、それから P T A 活動に対する意見、中学校の部活動に対する御意見などが多くありました。

例えば、R G 授業に対しましては、すばらしいことを実施しているんだけど、もっと保護者や地域の方々に対して理解を深めていくことが必要ではないかという御意見のほか、この R G 授業を実施する意味は一体どういうことなのかというような意見も聞かれました。

さらに、中学校の部活動に関する御意見では、中川根中学校と本川根中学校ともしっかり連携ができるのではないか、川根高校との部活連携ももっともっとやればいいのかなどの御意見もありました。

また、今の子供たちはしっかり挨拶ができるという意見のほか、大人たちがこの町を本当に好きになり、子供たちにその思いがしっかりと伝わっていけば、一度町を出たとしても、きっと将来町に戻ってきてくれるようになるのではないかという意見もありました。

この話し合いは、全体的な雰囲気はとてもよいもので、皆さんこの町が好きであり、何とか子供たちの未来にとって明るい町にしたいという気持ちが非常に伝わってきた座談会であったと思います。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） ただいまのお話の中で特に保護者の方々に関心が高いのは、やはり学校教育の中で行われている R G 授業、部活動といったことかなと今感じました。

私は、自分が経験した小・中学校での教育では、正直なところを言えば、初めて教育長に R G 授業ということを伝えられたときに、正直実感も湧きませんでした。私も経験がないものですから余計そうなんだと思うんですが、中学校での部活動については、これにはいろんな僕の今の思いもあったりするんですが、その当時の先輩やら後輩やら、ここに課長となっておられるわけですが、体力、精神を鍛えることはもちろん、協調性を養ったり、仲間づくり、そして先輩後輩の間での挨拶や礼儀など多くの判断や意思を学んだと思っています。経験した部活動が社会に出てから様々な交流に役立ったり、人生の支えになっている人も珍しくないと思っております。

そこで、今の小学校 4 校、中学校 2 校という学校数で児童生徒の人数が今後も減少していくことが予想される中、町として、教育委員会として、今話した R G 授業や部活動を踏まえ、どのような教育環境が望ましいとお考えになっているのか、町長、教育長、それぞれ伺います。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは、また私のほうからお答えをさせていただきます。

どのような教育環境が望ましいかという御質問でありますけれども、教育環境と申しますと、校舎などの施設整備に係る物的環境、運営、維持管理などの財政的な環境、教職員等の人的な環境、そして教育方針や教材など教育内容に係る環境など、大変広範囲に及ぶと思います。ただ、今の御質問でありますので、その関連ということでお答えをさせていただきます。

まず、本町では昨年度に総合教育会議の中で川根本町教育大綱を策定し、今後 5 年間の計画として進めていくことといたしておりますことは、既に議員の皆様も御承知のことと思います。

その中で、特に力を注いでおりますのは、言うまでもなくキャリア教育と R G 授業の推進であります。中でも R G 授業は、本町のような小規模人数の学校において、児童生徒一人一人の学習習熟度に応じてきめ細やかな対応ができるとともに、他校の仲間たちとともに大人数で行う授業の楽しさを子供たちに理解してもらうことができるという、本町ならではの特色ある教育であると自負しております。

今後も、この R G 授業をさらに向上させ、推進していきたいと考えております。

また、学校教育の活動の一環として各学校の裁量の中で行われている部活動のあり方につきましては、教育委員会の立場で意見を申し上げるのは適切ではないと考えておりますけれども、現状について少し触れさせていただきたいと思います。

長きにわたる生徒数の減少に伴い、各中学校におきまして部活動の数も減り、現在中川根中学校では6つ、本川根中学校では5つの限られた部活動となっておりますことは、既に御承知のことかと思えます。なお、部活動によっては2つの学校で合同チーム、野球がそうですけれども、あとバレーもそうですかね、合同チームを組むなど工夫しながら活動を行っております。

しかし、本町に限らずほかの市町においても、学校の部活動以外の場所、例えば地域のスポーツクラブや文化活動グループとの連携によって、子供たちのやりたいことができる環境が整ってきている例が少なからずあります。また、昨今は教員の多忙化の問題がクローズアップされておまして、部活動の顧問についてもそのあり方が問われてきておりますけれども、学校の先生ではなく地域の外部の指導者にお願いするということも多くなってきておりますので、やはりこうした指導者面でも地域とのつながりが大変重要になってきている時代だと考えております。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 教育総務課長の話が町長、教育長の話ということで承っておきますので。

今回、1点だけちょっと予算措置の質問をします。

やはり教育の原点は人づくりであると思えます。その人づくりを進める上で、町や教育委員会の果たす役割は非常に重要なことであり、将来の町にとって児童生徒、若者の教育は欠かすことのできない政策であると感じています。

しかし、その人づくりの拠点となる学校施設はかなり老朽化が進んでおり、近年の予算決算状況を見ましても、修繕費等がかなり高額となっていることも事実です。それらの施設にかかわる財源、さらにそこに町の目指す教育を進めていく教員がいるわけですが、必要などころに必要なお金をかけていくという、今の町の教育に対する姿勢は大きく評価できるものだと考えております。その教育をさらに進めていくため、今後さらに老朽化していく教育関連施設にどのような予算措置をするのかお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、本町には、御承知のとおり小学校4校と中学校2校がありますが、いずれの校舎も築30年以上が経過し、最も古いものは本川根中学校で約46年、中川根中学校で約32年、これが最も新しいですけれども、32年が経過をしております。特に古い校舎では雨漏り、漏水、塗装の剥がれ、床面補修など、毎年の予算の中で優先順位をつけながら実施をしておりますけれども、小・中学校の修繕・

改修工事等を合わせますと毎年数千万円ぐらいの予算がかかっております。本年度につきましては、小・中学校の修繕料、工事請負費の合計額が、予算ベースではありますけれども、約5,500万円となっております。

しかしながら、児童生徒の安心・安全な教育環境の向上を目的としたこうした修繕のための工事は欠かすことができません。このことは、全国的な課題として多くの市町村が抱えている問題であると認識をしております。

今後につきましては、老朽化した校舎等に対する国の長寿命化や老朽化対策に係る補助金などもありますので、県の教育委員会とも協議しながら対策を講じていきたいと考えておるところであります。

また、小・中学校の校舎だけではなく、本町には昭和58年に建築された下長尾の教職員住宅、これにつきましても築30年以上が経過し、こちらも大幅な修繕費用が毎年かかっているような状況であります。下長尾の教職員住宅は、世帯寮として3棟、3世帯分、単身寮として14名が入居できるような今状況でありますけれども、現在世帯寮には2世帯、単身寮には10名が入居をしております。

単身寮につきましては、建築当時は男女が入居できる施設として実際に住んでおって、用意をされておったんですけれども、トイレとか浴室などが共同であるというような状況から、現代の女性が住むということが非常に困難な状況であります。現在は、そのことから男性のみ10名が入居している状況で、対象となる女性教員6人というのは今、千頭の本川根小学校の大井川にあるあじさい寮というところへ入居をしております。このため、勤務先によっては下長尾から千頭等に、あるいは千頭から下長尾等に通わざるを得ないというような状況も生じてきております。

今後、退職等によりまして町内出身の教職員がどんどん減っていくということが予想されますとともに、この榛原地区の教職員の異動範囲というのは基本的に川根本町、牧之原市、吉田町であることから考えますと、住所を川根本町に移して異動してこられる教職員の先生方の住む場所を確保していくということは、喫緊の大きな課題であると教育委員会では捉えております。川根本町内には一般のアパート等がほとんどありませんので、校舎以上にこの教職員住宅の建て替えも急務であると言わざるを得ない状況であります。

そのために、今後、建築場所とか財源等はもちろん考慮しなくてははいけませんけれども、それらを検討しまして、早い時期にこの教職員住宅の建て替え等も検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） やはり予算書を見ていくと、毎年結構増えてきているものですから、ちょっと気になって質問をさせていただきました。また、地元から教師が生まれないということも、なかなかその辺も絡んできておるのかな、よそから先生が来なきゃならん事情も多

いと思いますので、またその辺は施設関連はきちんとやっぱりしていかなきゃいけない、そんなことを思いました。

次に、先ほど最後に奥流のことについて町長から御答弁いただいたんですけれども、もう1点施設に関することで、奥流のことでさらにもう1点お聞きをいたします。

町長も答弁で言うておりましたけれども、5月の全員協議会で教育総務課の担当職員から川根高校の川根留学生の現状と今後の見込みを説明いただきました。その中で、我々議員も北海道夕張市の取り組みをDVDで拝見いたしましたが、まさに今川根本町が全力で取り組んでいる川根留学生に対する取り組みは、単なる川根高校の支援ということだけではなく、高校が地域からなくなることは、町そのものの消滅にもつながりかねないという危機的な状況を改めて考えさせられるものでした。

現在、若者交流センター「奥流」の男子個室は既に満室となり、来年度以降、今年度と同様の留学生が入学すると仮定して、現在の南麓寮の10室程度の増築と新たな下宿の引受先を見つけたとしても、将来的に受け入れの施設が足りなくなることと考えられるとの説明。奥流に関しては、町の施策、政策がかなり重要で、将来は地元の子供たちが少なく、逆転すること考えられます。具体的な計画はまだ浮かばないと思いますが、町の政策として町長御自身、この問題に対してどのように進めていくお考えかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 平成17年に2町が合併したときの最低限基本になるのは、高校があること、それから特養老人ホームの施設があること、それから病院、診療所はある程度そろっていること、これらを基準に考えたという経緯がございます。そういう中で、今、夕張の話も出ましたけれども、やはりどこでも高校がなくなったところで栄えたところはありません。そのようなことを加味しますと、当然ながら行政の力強い後押しのもとで奥流というのを存続し、対応していくことが必要というふうに考えております。

その中で、なかなか予想がつかないといいいましょか、これは公募といいますが、受験する関係で予想がつかないということが大変なネックでありまして、これは想像をしながら対応していくということになりますけれども、将来的にはやはりここにあらゆる、今、教育長、教育委員会等も検討しておりますいろんな事業の展開を、この川根高校の奥流に集中するというようなことが最終的な目標ぐらいの位置づけで対応することが必要というふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） これで私の質問は終わるんですが、いつものように、私、一言だけ言って終わりたいと思います。

私は、言うまでもありませんが、議会での一般質問は、議会基本条例にも述べられているとおり、町政上の論点と争点を明確にし、町長との政策提言等の討議を展開しなければなら

ないと認識しておりますが、現在抱えている町の人口減少に伴う将来予測の加速化にどこを手厚く守って、どこに手厚い財源をの難しさにぶつかります。今を生きる、将来にかけろんな政策の中で、最終判断は町長です。将来、伝えて、そしてつなげていってほしいという判断をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） 答弁はいいですか。

（「町長」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 最後に町長という名前が出たものですから、お答えをさせていただきます。

これは町長だけで全てが対応できるというものではないということは十分承知しておりますし、能力的にもそこまでいっていないということも自覚しております。その中で、やはり、よりこの川根本町に誇りを持てる町民をつくっていくということが大切である。それは、行政として誠意を見せることが十分大事だというふうに思っております。

それから、人づくりの話、たくさん出ましたけれども、その中でこちらへ赴任してくる学校の先生を含め、警察の皆さん、それぞれの皆さんがやはりこちらの町へ来てよかったという思いの中で仕事をさせていただくと、相当発展するんじゃないかという思いがあるものですから、皆さんでもっともっと誇りの持てるまちづくりをしていくことをお願いして、お答えにさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで、菌田靖邦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

3時半より再開いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時30分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

————— ◇ —————

◎日程第2 議案第46号 川根本町国民健康保険税の一部を改正する 条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第46号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 通告に従いまして質疑を行います。

1点目は、賦課限度額を国の決定に従い医療支援分で2万円ずつ、計4万円も引き上げて、今でさえ高い85万円を89万円とする提案ですが、町長が示された国保税は引き上げないとの方針にも反するのではないのでしょうか。高額所得者だから高くして当然と考えるのか伺います。

2点目、当町の3分野合わせた限度額超過世帯数、人数の国保世帯における割合と、引き上げ前と引き上げ後ではどうなるのか伺います。

3点目、賦課限度額に該当する世帯の所得はどれくらいでしょうか。厚労省は現行の限度額85万円で単身世帯で4方式の場合、給与収入で1,010万円、給与所得で790万円の世帯と言っていますが、今回の引き上げでどれくらいの収入、所得となるのか伺います。

4点目、国保税の課税限度額については、法定の額の範囲内で市町村が独自に設定できると聞いているのですが、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

5点目、厚労省が言う保険料負担の平準化とはどういうことを言うのでしょうか。

6点目、社会保険料の賦課限度額は幾らなのか。給与で幾らくらいから対象になるのか伺います。

7点目、国は国保の財政支援を2016年度は2,300億円、17年度は3,400億円にふやす予定とのことですが、消費税増税の再延期で圧縮を検討中と伝えられます。3,400億円のうち半分の1,700億円は、既に消費税8%引き上げ時に交付したとのことで、残り1,700億円も大企業の社員などの負担をふやすことで捻出するとしていて消費税10%引き上げとは関係がないと言われます。3,400億円が国保に投入されれば、加入者一人当たり年約1万円の財政改善効果があると推計されています、これは6月16日の静新に書かれていました、いるそうですが、当町ではこの効果はどういうふうにあらわれているのでしょうか。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問でございます。

高額所得者だから高くして当然と考えるのかという御質問でございますけれども、所得の低い方につきましては、今開催の6月議会にて軽減判定所得の引き上げをお認めいただきまして、半数以上の世帯で軽減を受けられることになりました。

今回のこの改正につきましては、高額所得者だから賦課限度額を引き上げて当然と考えたわけではなく、国保加入者の負担能力に応じて応分の負担をお願いして保険料負担の均等化を図るということでございます。

2点目の御質問でございますけれども、全員協議会でも御説明をさせていただいたとおり、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護分を合わせた賦課限度額超過世帯は、今回の改正によ

る試算の結果では10世帯37名となり、改正前より1世帯6名の減となります。世帯の割合は0.76%、人数は1.69%となります。

3点目の世帯の所得はどれくらいかという御質問でございますけれども、これはあくまで試算による状況でありまして、平成28年度の本算定の状況とは差異が生じることが想定されますが、基礎課税分では試算データから限度超過対象世帯の課税標準額は2世帯で、1世帯当たり2,868万円となります。試算結果から世帯の所得階層で950万円を超える世帯が賦課限度額に達する世帯となると思われます。厚労省の試算結果では、今回の改正により限度額に達するのは給与収入で1,040万円、給与所得で820万円という数値をあらわしてございます。

4点目の市町村が独自に設定できるのか、ペナルティーがあるのかという御質問でございますけれども、賦課限度額引き上げに当たっては、各市町村で引き上げ幅や時期を判断できるということになってございます。当町におきましては6月9日開催の国保運営協議会にて賦課限度額引き上げを可とする答申をいただき、今回条例として上程をしたものでございます。ペナルティーについては、特別調整交付金減額の可能性があるというふうに考えてございます。

続きまして、5番目の質問でございます。保険料負担の平準化ということでございます。これは、厚労省が言うことでございますけれども、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険料負担の格差を是正し、保険料にかかる国民の負担に関する公平の確保を図ることというふうに言っております。

6点目の社会保険料の賦課限度額という御質問でございます。これは、会社員等が加入する被用者保険のことと思われますけれども、標準報酬月額上限の引き上げを行っております。その内容は、月額表47等級を50等級に3等級追加、それから、標準報酬月額上限121万円を139万円に上げるものでございます。下限は現行どおり5万8,000円では変更はございません。

それから、7点目の御質問でございます。平成27年度に国が投入した1,700億円というお金でございますけれども、これは当町におきましても一般会計のほうに保険基盤安定負担金として591万1,023円交付されてございます。前年と比べますと388万9,414円の増加となっております。一人当たりになりますと総額で2,929円、3,000円ほど、増加分で見ますと1,927円、2,000円ほど、これが財政改善効果というふうに考えられます。平成28年度においても同じく保険基盤安定負担金として601万5,000円が予算計上されてございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 国が決めたことでペナルティーもあるということで、当たり前ではないけれども所得に応じた応分の負担をしていただくということは仕方がないことでしょうかというふうなことです。というふうな答弁だったわけですが、所得が例えば、その年、前年にだけ多いという場合だってあるわけですよね。山を売った、土地を売った。そう

いう場合だって、今年度は、今現在はそんなに収入がないけれども、前年度の収入がたくさんあったからということでこういう高額な負担になっていくということもあり得るわけで、私は非常に、4万円も、平成27年度も4万円上がりました、平成28年度も4万円上げると。ポンポンとこうやって上げていくというのは非常に過酷ではないかなと思うんですけども、昨年7月2日に厚労省の保険局国民健康保険課では、国民健康保険の見直しについて、国民健康保険の安定化に向けた改革という通達を出しまして、国保の限度額引き上げを社会保障制度改革プログラムに規定して、これまで協会けんぽの保険料上限額を参考にしていたが、今回は被用者保険とほぼ同様に限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう、段階的に引き上げる方針に転換したとのことで、厚労省の推計では今回の改正後の限度額超過世帯の割合は2.25%へ0.21ポイント減少する見通しだというふうに伝えられています。1.5%に近づくまでは、今後も国は引き上げていくと言っているわけです。

本町での限度額に達する世帯の割合は、先ほども言われましたけれども、0.7%ということで1%にも満たない世帯数であり、国が目標としている医療分で1.5%というのをはるかに下回る小さい割合になっているわけですから、国の方針からいっても本町で限度額を引き上げる理由はないのではないかなと思うんですけども、国保税の課税限度額については、法定額の範囲内で市町村が独自に設定することはできないのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 答弁の中でもお答えさせていただきましたように、それぞれの市町で設定をするということができるといことでございます。当町におきましては、その引き上げが妥当かどうかということをも6月9日開催の国保運営協議会にてお諮りをしまして、賦課限度額引き上げを可とする答申をいただきましたので、それに沿いまして今回条例として上程をしたものでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案第46号、国保税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

16日に追加議案として上程された国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる条例の一部改正ですけれども、今回の国保税限度額引き上げは地方税法施行令の一部改正に伴う改正で、医療分と支援分をそれぞれ2万円ずつ引き上げて、賦課限度額を85万円から89万円とするものです。幸い今年度も町長より国保税は引き上げないとの方針が示され、一般会計のその他

繰り入れを行うことが示されました。自営業者や農林業家、退職者など収入が不安定で低い水準の加入者が多く、所得の1割を超す耐えがたい負担となっていて、払えない人がふえている国保運営を考えると、16日に承認された軽減対象所得の拡大や本算定での値上げの回避は大いに町民に歓迎されるものと思います。

しかし、その一方で、今回出された高額所得世帯への賦課限度額の引き上げは、国保税は上げないとの町長の方針にも反し、厚労省が言う高額所得者により多く負担してもらい、中間所得層に配慮した保険料設定が可能になるとの説明にも、当町のように限度超過世帯数が少なく、わずかの増収で効果はほとんどなく、引き上げる根拠はないのではないのでしょうか。高額所得といえども1,000万円に満たない世帯もあり、1割を超す税負担は重い負担となっていることは違いはないはずです。そういう方々はいつもいろいろなことで町のために負担や責任を負って支えられてこられた貴重な方々です。

今回の限度額引き上げは、先ほども言いましたがわずかな金額であり、全体でも合わせて17万円の増収ということも国保の運営協議会で言われました。しかし、毎年連続で4万円も引き上げが行われ、90万円に近い国保税負担となる世帯にとってはまるで罰則を受けているようなことであり、行政や低所得者への恨みを募らせる要因をつくるのではないのでしょうか。

国は、国保の限度額の引き上げを財政基盤強化の一環として、社会保障制度改革プログラム法に規定し、これまで協会けんぽの保険料上限額を参考にしていたのを、被用者保険に合わせて限度超過世帯を現在の2.25%から1.5%に近づくよう今後も段階的に引き上げる方針で、今後も引き上げが強行されていくおそれがあります。

国が言う中堅所得者への負担軽減を図る配慮のためと言うのであれば、当町のように10世帯にも満たないようなわずかな高額世帯に、今でも驚くような高い国保税をさらに引き上げるのではなく、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減することこそ、今必要な配慮であるはずです。

厚労省の資料によれば、市町村国保の保険料負担は9.9%で、協会けんぽが7.6%、組合健保が5.3%、共済組合は5.5%と、これを見ても高過ぎる国保税が加入者の重税感を高めているのは明らかです。国保税の課税限度額は法定額の範囲内で市町村が独自に設定できるとされており、今引き上げなければならない理由はなく、説得力もないことは明らかです。

当町は保健福祉連携して町民の健康保持にきめ細かく取り組み、医療費も県内で低いほうだと聞いています。決して医療機関が整備されているとは言えない状況ですが、今後も重症化を防ぐ取り組みに最大限力を入れていただき、町民の負担増を招かないことこそ、町民を元気にする一番の政策であることを訴えまして、大した財政効果もない賦課限度額の引き上げには賛成できないということを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 先ほど、鳥本課長のほうからも説明がございましたとおり、まず、6月9日の国保運営協議会において様々なデータに基づいて国保運営協議会の方がこれは妥

当だという判断をされたという、そういう答申が出ているということがまず1点、賛成の理由であります。

その中で、法定限度額の幅、時期というものは、市町で判断することができるということが法律にも定められていますので、それに基づいて行われるものであり、国保被保険者の負担能力を考えた場合の限度額の増であり、国保保険料の標準化につながると判断いたします。

以上の理由をもって議案第46号、国保税条例一部改正について賛成の答弁と代えさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第46号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

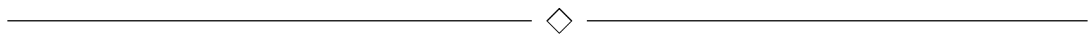
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第46号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第47号 平成28年度川根本町一般会計補正予算

（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第47号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

お隣の議員さんの言葉でうっかり質疑を落とすところでした。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

7ページの6-2-2 林業振興費、13節委託料600万円増額補正について、調査内容と委託先、積算根拠の説明を求めます。

それから2点目、調査結果をどのように利活用する考えでしょうかということで、先ほども一般質問でも後藤課長よりいろいろ説明があったわけですがけれども、先に出した質疑通告ですので、要点をかいつまんで答弁をいただければありがたいなと思っております。

3点目は、国の採択がなされない場合はどうされるお考えか伺います。

4点目は、補助率が2分の1で当町利用限度額は4,000万円あったという説明もあったわけですが、満額受ければ8,000万円の事業ができるということになるのでしょうか。今後その残りの部分がまた申請できる可能性があるのかどうか教えてください。そして、今回は3年で2,000万円弱の事業計画ということですが……、ごめんなさい、これ、残った枠を再度申請できるのか、重複しましたけれども、お伺いします。

5点目です。6ページの18款1－1繰越金のところで、平成27年度の歳計余剰金は幾らになるのかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 6－2－2林業振興費委託料の件ですが、調査内容と2点目の調査結果の活用につきましては、先ほど一般質問でお答えしたとおり、町内で発生する木材の利活用の計画であります。

委託先は入札により決定する予定です。積算の根拠につきましては、同様の調査を行った自治体を参考にさせていただきました。

国の採択がない場合はということですが、担当課としてはこの事業の採択の有無にかかわらず調査を実施したいと考えております。ほかの国の支援制度もありますので、そちらのほうを申請要望して進めていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、限度額と再申請についてのお答えをいたします。

全員協議会での説明では限度額4,000万円と申し上げましたけれども、それは加速化交付金の金額でございまして、今回の補正をお願いする地方創生推進交付金の限度額は事業費での限度額で5,000万円でございます。申し訳ございませんが修正をお願いいたします。

事業費ベースでの5,000万円となりますので、交付率は2分の1ということで交付金の限度額は2,500万円となります。今後、9月以降に2次申請の募集が予定されておりますけれども、1次の申請の採択が多くなった場合は2次の申請の予算額が小さくなることが想定されますし、また示唆をされております。加速化交付金の場合、1次申請に採択された市町は2次申請にエントリーをすることができなくなっておりますので、今回、推進交付金についても1次申請で採択を受けた後、さらに2次の申請をすることはちょっと困難ではないかというような判断をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 歳計余剰金の御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。

当然のことながら、平成27年度決算につきましては決算審査、議会の審議前でございまして6月1日現在の集計の数字でお答えをさせていただきます。

収入済額が約80億7,050万円、支払い額としまして75億3,900万円、差し引きをしますと5億3,150万円となりますが、本議会でも御報告させていただきました繰越明許分1億9,675万

円がございますので、これを精査した金額としましては、現時点では約3億3,470万円という形になろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

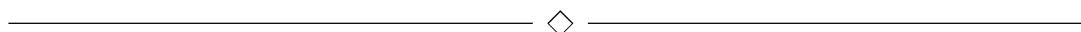
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第48号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第48号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

最初に7ページですけれども、9-1-1の一般会計繰入金で3節の財政安定化支援事業繰入金100万2,000円減額の理由は何でしょうか。

2点目です。一人当たりの医療費はそんなに増えていないと思います。なぜ国保税を据え置くと不足が増えるのか、この点について説明を求めます。

3点目です。後期高齢者医療支援金と介護納付金の28年度の一人当たり納付額は幾らですか。

4点目、8-1-1 特定健康診査事業費は財源更正ですが、財政安定化支援事業繰入金を

188万9,000円を100万2,000円減額して一般財源、いわゆる国保税ですけれども、を充てているんですけれども、理由は何ですか。

5点目です。9-1-1 保険給付費等支払準備基金積立金の2,800万円増額は医療費の不足見込み額をその他一般会計繰入で一旦基金に積み立てた後、取り崩して不足に充てるものですが、見込みより不足が少なかった場合は一般会計に戻すのか、それともそのまま基金積み立てにしたままにするのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の御質問でございます。財政安定化支援事業繰入金の対象経費につきましては、今年度の被保険者数や軽減世帯割合、病床数等に基づいて算定をされるものでございます。現在把握している数値で国より示された計算式で計算をした結果、減額となったものでございます。

2点目の御質問でございます。今回の補正で基金取り崩し分一般会計繰入金が増額となった大きな理由でございますけれども、まず1点が前期高齢者交付金が前年比5,478万7,000円減額の2億3,918万4,000円になったこと、それからもう1点が、退職者医療に係る療養給付交付金が前年比815万7,000円減額の404万2,000円となったことが大きな原因でございます。

3点目の御質問でございます。これは全員協議会で御説明した数値でございます。後期高齢者支援分が5万2,183円、介護納付金が5万2,049円となっております。

4点目の御質問でございます。特定健康診査事業費の財源内訳については国・県特定健康診査負担金、県の特別調整交付金、財政安定化支援事業繰入金、一般財源を充当してございます。今回、財政安定化支援事業繰入金が減額となったことにより、不足となったところについて他から充当する項目がなく、一般財源を充当して対応するものでございます。

5点目の質問でございます。医療費の不足分を基金の取り崩しで補填しまして、取り崩した分を一般会計からの繰り入れにより、基金へ積み立てるということでございますので、実績により不足となった額のみを一般会計から繰り入れることといたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 請願第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」
の提出を求める請願

○議長(太田侑孝君) 日程第5、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、藺田靖邦君。

○第1常任委員長(藺田靖邦君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月9日の本会議において、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についての付託を受け、6月16日午後1時から川根本町役場3階大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

なお、委員会には委員のほか、議長も顧問として同席していただき、傍聴者は第2常任委員野口議員、芹澤議員が出席しました。

今回の請願については、6月9日の全員協議会での趣旨説明を受け、委員から質疑が行われ、紹介議員が回答しました。

主な内容を3点ほど読み上げます。

お手元の委員会審査報告書をつめくっていただきまして、協議内容、質問、回答と3点ほど読みますので。

要旨報告。

質問。内容的に専門的な知識が必要になってくる。行政側から56条に関する考え方などを伺うことも必要ではないか。

回答。法律で人権を認めない条文になっているということについて勉強したほうがいいと思う。

質問。税法上、青色申告があるので青色申告をすればいいのではないか。

回答。1枚めくっていただきまして、法令の条文が家族の労働、働き分を認めていない条文であり、主に女性の働き分が認められていないという法律の条文を廃止してほしいという

ことです。

最後の質問になります。一番下になりますが、条文を廃止したらこうなるというようなことが見えてこないが、現状では青色申告をするほうが多く、今ある法律を上手に利用することが賢いことだと思います。人権侵害とか法の下での平等ということと所得税とはなじみが薄く、そこを前面に出して判断するということはどうかだと思います。

回答。法律は憲法に基づいてつくられており、憲法では男女平等、人権侵害をしてはならず、そこが守られていないということですから廃止してくださいということです。

委員からは、行政側からの説明などを求めて勉強をする必要があるなどという意見もありましたが、審査の結果、採決を起立によって行い、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願については、賛成1、反対4の賛成少数で不採択とすることに決定しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（太田侑孝君） まず、原案に賛成者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願に賛成討論を行います。

請願の理由にも書かれているとおり、中小業者は地域経済の担い手として、これまで日本経済の発展に貢献し、その営業は家族全体の労働によって支えられています。また、中小業者の経営は大半が事業主と家族の労働によって成り立っており、家族従業員が果たす社会的役割を認めない第56条は人権を踏みにじり、社会的な損失を与えてきたと言わざるを得ないものです。

総務省の労働力調査でも明らかなように、家族従業者の8割が女性であるという実態を見れば、この問題は女性の問題としても大変重要な問題であり、男女共同参画社会を目指す上でも大切な問題で、非現代的な税制規定であることは全国各市町の婦人団体が廃止を求め続けていることから明らかです。

しかし、日本の税制は家族従業者の働き分、いわゆる自家労賃を所得税法第56条、配偶者

とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないという条文要旨を設け、必要経費として認めていません。事業主の所得から控除される働き分は配偶者は86万円、家族の場合は50万円としており、家族従業者はこのわずかな控除分しか収入とみなされないために、社会的にも経済的にも全く自立できない状況に置かれ続けています。

税法上では青色申告にすれば給与を経費とすることができますが、2014年からは改正国税通則法により白色申告者の記帳の全面義務化が始まり、同じ労働でも申告の種類で差をつけるという矛盾した状況になりました。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費として認めており、家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価しています。青色申告で給与を経費とする規定や所得控除の特例は自営業者へのあめとむちの特典でしかなく、税務署の一存で取り消される場合もあるなど、納税者の納税意識を低下させている根本原因を曖昧にすると言えないものです。

所得税法第56条は、家族従業者への給料を必要経費として認めないとするいわば家父長制の名残ともいうべき規定で、第57条で特例として必要経費への参入を求める条文を定めるなど、条文自体が妻や家族の労働に従業者として個人の人権を否定し、加えて法の下の平等に反する憲法違反の条文であると言えません。

全国では450の自治体が家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止にすべきと国へ意見書を提出し、今年2月には国連女性差別撤廃委員会からも、政府に対し家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討するよう求める勧告も出されました。

しかし、当町の16日の第1常任委員会審査では、先ほどの委員長審査で簡単に報告がされましたけれども、いろいろな問題も含まれているので継続審査として慎重に扱うべきとの意見もありましたが、結局、事業主は事業収入を明確にする責任から正確な記帳を求められ、そのことで特典もある青色申告があるのだから、白色申告で家族への賃金が認められないなら青色申告にすればいいわけで、56条を廃止する必要はないとの意見が多数となり、残念ながら不採択となりました。

白色申告は実体のない家族労賃で利益を分散して、税を逃れる手段に使われているなどの発言もありましたが、白色申告者も昨年より記帳が義務化されており、利益の分散が問題と言うならそれは白も青も同じであり、白だから不透明という指摘は当たらないものです。どちらも大きなリスクを負うごまかしなどあるはずがなく、もしおかしいと税務署が判断すれば税務署の厳しい調査があり、白だから、青だからと申告方法の違いでごまかしがあるなしは決められないはずです。

青色申告会は、白ではなく青色申告を勧めているようで、白色申告より青色申告が多いとの青色申告会からの情報も委員より出されましたが、島田税務署に聞いても青と白とどちらが多いかは答えられないと言いますし、島田民商では、以前白のほうがはるかに多いと聞いていると言われました。

複雑な記帳を求められる青色申告は、朝から晩まで仕事に追われる家族事業者にとって負担の重いものであることは明らかです。大事なのは、もうかったら適正な税金を払って社会的な責任を果たすという納税者の意識の向上に力を入れることであり、給与など税法上の人格にかかわることで差をつけるべきではないと思います。

税はもうかったところから適正に徴収され、必要とする社会福祉の充実や生活の向上、安全確保などに充てられるべきという基本的な理念に立った政治こそ守られるべきであり、タックスヘイブンによる巨大課税逃れや輸出大企業への消費税の巨額な戻し税などに、勤勉な事業者が爪に火をともしようとして納めた税金をつぎこんで改めない今の不透明な政治こそ改められるべきで、今の政府の野放し状態こそ納税意識の低下を招く根本原因と言えるのではないのでしょうか。

所得税法第56条は、憲法第13条個人の尊重、第14条法の下での平等、第24条両性の平等、第25条生存権、第27条労働の権利、第29条財産権の趣旨にそぐわないものであり、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾をしています。

日本においても、税法上さらには労働法や社会保障における家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を撤廃することを国に求める意見書提出を求める請願に応えることは、住民の代表である議会議員の義務であり、このような問題提起に耳を貸さず否決することは恥とも言える問題であることを明らかにして、当町議会もぜひとも国に対して「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成いただけることを切にお願いいたしまして、紹介議員を代表しての賛成討論といたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 8番、小藪侃一郎でございます。

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてでございますけれども、請願者の紹介議員に共産党の鈴木議員、自民党中川根支部長の藺田議員、自民党本川根支部事務局長の芹澤議員の署名があり、慎重に検討を重ねた私の結論は反対の立場です。

世界的に、納税は自主申告が基本となっているわけでございます。申告の方法で所得税法では経費を大まかに計算するだけで申告できる方法「白色申告」と、取引を細かく記録しなければならないが控除が多くなる方法「青色申告」があるわけです。

青色申告は、細かい数字がなく正確な税金が把握できないため、大ざっぱなところがあると税務署の判断で推計課税が行われることがあります。青色申告のデメリットは記帳の手間がかかるとされてきましたが、2014年1月からの法改正で、白色にしても結局記帳が必要になったのであります。白色と青色の差はほとんどなくなったと言われ、少しの手間で10万円の節税ができる単式簿記での青色申告のほうが、家族従業者の対価の支払いは必要経費にという求めに応えるものと考えます。

請願理由の文面で、税務署の一存で青色申告が取り消される場合があることから、一人の人間に対する正当な対価とは言えない現状とありますが、昔々、税務署関連の青色申告会の

記帳指導員を経験して思うことは、相当悪質な申告以外に青色が取り消されることはないと思います。

家族従業員の働き分を認める、また、記帳手間賃相当の所得控除もある青色申告が確立されている現状で、国の税法に関する一部、所得税法第56条廃止の請願には同調いたしかねます。採択ですので反対の立場です。

議員の皆様の冷静沈着な判断をお願いして終わります。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立少数です。

したがって、請願第1号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願については不採択とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第6 川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第6、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりであります。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件についてはお手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

————— ◇ —————

◎閉 会

○議長（太田侑孝君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第２回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午後　４時１９分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月24日

議 長 太 田 侑 孝

署 名 議 員 野 口 直 次

署 名 議 員 根 岸 英 一